
監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 30 年 3 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	糸 数 昌 洋
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

みだしのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 28 年度、平成 27 年度、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、別添のとおり通知があるので、公表します。



那 企 企 第 253 号
平成 30 年 2 月 9 日

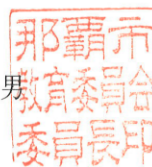
那覇市監査委員

新 城 和 範 様
宮 里 善 博 様
古 堅 茂 治 様
糸 数 昌 洋 様

那覇市長 城間 幹子



那覇市教育委員会委員長 本仲 範男



那覇市議会議長 翁長 俊英



包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

みだしのことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 28 年度及び平成 27 年度、平成 26 年度、平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況を通知します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成28年度テーマ】

外部委託契約の事務の執行について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	135	改善の必要性	処理区分	件数
24		要	処理済み	15
			取組中 (A)	9
			未措置	0
意見の件数		不要	—	0
		改善の必要性	処理区分	件数
		要	整理済み	95
			取組中 (A)	8
			未措置	0
111		不要	—	8

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度包括外部監査に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞

- (1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4)「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出でから記載されます。
- (5)「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされているものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(平成28年度)				外 部 監 査 改 善 措 置 票			実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由			
5	財政課	19	指摘 事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 支出負担行為書の決裁日より前に契約締結していたケースが数見された。 支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因とな るべき契約その他の行為をい、具体的に、物品購 入契約、工事請負契約、業務委託契約などがある。こ れについて、那覇市では次のように定めている。 「契約(支出負担行為)をしようとするときは、支出負担 行為書により予算の範囲内において行われなければなら ない」(「那覇市予算決算規則」第22条) すなわち、支出負担行為書の決裁は契約締結前に行 う必要があり、契約後に支出負担行為書の決裁を受け るのは規則に照らし適切ではない。所管部署の担当者 によると、契約書を貼付した「支出負担行為書」につい て決裁を受けているとのことであった。 支出負担行為書の決裁後に契約を締結すべきであ り、「支出負担行為書」に添付する書類は契約書(案)と すべきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改 正を含め、その他必要な措置を検討します。 なお、本市の現在の支出事務の主な流れとして、 (入札の場合)①予算の配当→②予算執行向の決裁→③入 札→④契約書案の決裁→⑤支出負担行為書(契約書添付) の決裁の順での支出事務を行っております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
6		上下水道局 企画経営課	12 19	指摘 事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 那覇市上下水道局の「那覇市上下水道局会計規程」 第39条では、「契約(支出負担行為)を締結したときは、 支出負担行為書を作成しなければならない」と規定され ているが、「しようとするときは」とすべきである。	要	支出負担行為の決裁時期を見直すにあたり、事務処理の流 れを要する必要があるため、平成29年度中に関係課との調 整を図り、平成30年度には「那覇市上下水道局会計規程」を 改正する予定であります。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)
22	公園管理課	14 50	指摘 事項	【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業 務委託】 ○事務処理の適切な執行 那覇市契約規則第23条では、随意契約によるうとする ときは、見積書を提出しなければならないとあるが、那覇市 で入手した見積書の表題は「入札書」となっていた。適 切にチェックしていれば書類の不備に気付いたはずで あり、今後は事務処理を適切に執行すべきである。な お、28年度の見積書の表題は「見積書」となっていた。	要	—	平成28年度からは見積書の表題は見積書としております。 今後も適切な事務処理に努めてまいります。	—	処理済み
25		商工農水課	14 52	指摘 事項	【No.5 那覇市プレミアム付商品券事業業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 委託先の選定は、競争入札か、又は(随意契約による としても)見積り合わせかプロポーザル方式によるべきで ある。委託料の金額についても、複数の業者から見積 書を徴収するなど、金額の妥当性を慎重に検討したうえ で、委託契約を締結すべきである。	要	—	本事業における委託先の選定については、市内事業者の ネットワーク強化を図る目的から、市内商工業の中心的役割を 担い、本市の商工業全体をサポートできる唯一の地域経済団 体である那覇商工会議所が適当であると判断いたしました。 指摘を踏まえ、その後の委託先の選定については、事業ご との目的や性質に応じ、競争入札やプロポーザル方式により 選定を行っております。	—

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
26	商工農水課	14 52	指摘 事項	【No.5 那覇市プレミアム付き商品券業務委託】 ○予定価格調書の作成 委託先と随意契約を締結するに先立ち、予定価格調書が作成・具備されていない。	要	—	—	本事業においては、1着見解による随意契約であったことから、予定価格調書の作成を怠る結果となりました。指摘を踏まえ、那覇市契約指第10条(一般競争入札)及び第22条(随意契約)の規定に従い、予定価格調書の作成を行っております。	処理済み
30	道路建設課	14 59	指摘 事項	【No.7 平成26年度沖縄都市モルメルインフラ整備事業】 【No.8 平成27年度沖縄都市モルメルインフラ整備事業】 ○工期変更のおそれがある長期間にわたる大規模かつ重要な工事契約の継続について(債務負担行為)すべきである。	要	—	—	平成26・27年度においては、当初年度内執行を目指して事業を行っていましたが、結果的に繰り越しとなっております。今後は、執行計画において、年度を越し、事業が行われる可能性がある場合は、債務負担行為にて実施を検討いたします。	処理済み
33	人事課	14 69	指摘 事項	【No.10 給与関係事務業務委託】 ○委託先の決定方法(随意契約、プロポーザル方式)の妥当性 地方自治法施行令第167条の2第1項2号を根拠として、随意契約(プロポーザル方式)の方法が採られているが、プロポーザル方式の採用に至る起案文書及び随意契約理由書が存在していない。	要	—	—	平成28・29年度においては、債務負担行為により契約を行っております。 次回の委託先選定のため、推進委員会を設置し、選定方法を検討したところ、指名競争入札で行うこととしました。なお、指名競争入札とした理由は、推進委員会において、入札参加資格を「プライバシー・マナー・マナー・マナー」であり、沖縄本島内に本店を有する者であることとしたため、入札参加資格を満たす事業者が少数となり、地方自治法施行令第167条第2号を適用したことによるものです。	処理済み
34	人事課	14 69	指摘 事項	【No.10 給与関係事務業務委託】 ○委託先の決定方法(随意契約、プロポーザル方式)の妥当性 地方自治法施行令第167条の2第1項2号を根拠として、随意契約(プロポーザル方式)の方法が採られているが、プロポーザル方式の採用に至る起案文書及び随意契約理由書が存在していない。	要	—	—	次回の委託先選定のため、推進委員会を設置し、選定方法を検討したところ、指名競争入札で行うこととしました。なお、指名競争入札に付する理由等々については、推進委員会協議事項が作成され、経過が記録されております。	処理済み
38	平和交流・男女 参画課	15 72	指摘 事項	【No.11 那覇市港地権者等合意形成活動 活動の方向性】 ○委託先の決定方法 委託先の選定に際しては、指名競争入札の方法が採られているが、決裁書類においては、指名競争入札の理由として、地方自治法施行令第167条3号が挙げられているだけである。 指名競争入札の方法によることの根拠が不十分である。	要	—	—	今後の入札手続きにおいて、指名競争入札の理由や選定方法を示してまいります。 実施日：平成29年6月1日(木) 指名競争入札実施 実施内容：指名競争入札の理由、選定方法(基準)を定め、指名事業者(10社)を選定しました。	処理済み
49	情報政策課	15 84	指摘 事項	【No.16 基幹系業務システム最適化業務(福祉/こども、生活保護区分)運用維持保守等業務委託】 ○予定価格調書の妥当性 「福祉/こども、生活保護」の各区分の中でも、運用維持保守等契約と、サービス利用計画は法的・制約の契約である。業務内容や料金の定め方も異なる上、現に、契約書も個別に作成されている。 しるかに、予定価格調書は、上記2契約分の合計金額についてのみ作成されている。これでは、現実の契約金額と予定価格との対比が直ちにできない。 予定価格調書は、契約ごとに委託料の妥当性を検証できるようにするため、契約毎に作成すべきである。	要	—	—	本件における運用維持保守業務はシステムのサービス利用と一体的に実施されるものであるため、1調達案件として1つの予定価格を設定しました。 次期業務システムとの調達に際しては、予定価格調書は契約ごとに作成します。	処理済み
57	ハイサイ市民 課	15 92	指摘 事項	【No.19 那覇市ハイサイ市民課住居システム等入出力業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 業者による長期の受託が継続しており、直ちに委託方法を見直す必要がある。競争入札の方法の可否、委託事業の分割等を検討すべきである。	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託方法等を検討します。なお、委託業務は住民基本台帳への入出力であるため、分割することは出来ません。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
58	ハイサイ市民課	15 92	指摘 事項	【No.19 那覇市ハイサイ市民課住基システム等出入力業務委託】 ○委託料の妥当性 委託料の金額についても、入力と事柄と相違価格を確認するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託金額等について県内他市の状況を調査し、委託契約を行います。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
61	文化財課	15 96	指摘 事項	【No.21.22 県道183号線外1線沿路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約変更の際には、本業務受注者と随意契約する場合の変更協議又は関連する業務の予定価格の算定に当たっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に類した額で行うものとする。とされている。しかし、平成28年度の当初の随意契約時において、所定の請負比率を適用せずに委託料を算出して契約するに至っている(事後的に修正されている)。初歩的なミスであることから、複数人によるチェック体制をとるなどして、再発防止を図るべきである。	要	—	—	契約変更に関しては、変更設計書・変更計算書の起草・決裁時に、各項目において再計算を行う他、複数人でのチェックを行っている。また、チェックシートの作成も行います。	処理済み
68	観光課	16 105	指摘 事項	【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 1. 者による所得増益化が顕著であり、直ちに委託方法を見直すべきである。随意契約によることも、プロポーサル方式を導入すべきである。	要	—	—	県の実施している事業との重複がないか確認し、本市事業との棲み分けを把握する中で、仕様書の見直しを行い、今年度中にプロポーサルを実施します。	処理済み
72	環境保全課	16 110	指摘 事項	【No.27 平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名業者選定に際し、特定の業者を指名業者から外している。外した理由については「選定条件を満たしているが、平成23年に業務を落札したが契約まで至らなかった経歴があり、指名業者選定しない」と記載されていた。 地方自治法施行令167条の4第2項第5号では、正当な理由がなく契約を履行しなかったときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる旨が定められている。 しかし、契約不履行から3年以上経過しており、いつまでも指名業者から外すことは当該施行令に抵触するのではないかの質問に対し、「3年以上経過し、指名業者から外していた点については法令に抵触し、不適切であったので、今後はこのようなことが無いように努めた」との回答であった。 今後は、法令等に抵触することのないよう、法令遵守すべきである。	要	—	—	平成29年度は、制限付一般競争入札に入札方法を変更したことにより、改善することができました。今後、法令順守に努めていきます。	処理済み
74	廃棄物対策課	12 113	指摘 事項	【No.28 エコマール那覇プラザ棟内開発推進業務委託】 ○支出負担行為書の決定期間 27年4月1日～30年3月31日の履行期間の事業の審査及び契約締結を27年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。 契約日3月27日、支出負担行為4月1日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を受けて、改善してまいりたいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	所管部署 チャージャー課	16 119	指摘事項	【No.30 地域ふれあいサービス業務委託】 ○「起案用紙」に記載の「予算額」訂正について 「起案用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後の金額を記載しているが、理由や訂正日が不明であるため、訂正した担当者以外の者によつて訂正した内容、理由、その時点について適切な確認がなされないことで業務が適切に行われていないおそれがある。 指摘事項に対する担当部署からの回答は、「手書き訂正された金額65,475,000円は議会で議決された予算のうち、当該事業に係る予算額であり、印字された予算額64,368,000円は起案前に予定価格作成資料として事業者から徴した見積書に記載の見積額である。起案作成の際に誤って見積額を記入したため、手書きで訂正したとのことである。なお、担当部署としての改革策とは「訂正箇所」に訂正した日付を記載する。決裁後の訂正については起案用紙余白を利用し簡易決済を受ける。」としているが、「起案用紙」については、そもそも契約内容を適切に反映した「起案用紙」を作成することが大前提であり、書き損じた場合においても担当部署からの回答にある手続を実施するなどして、業務執行に支障のない対応を図るべきである。	要	—	—	グループ長会議及びグループ内会議で起案用紙は契約内容を適切に反映することが基本であることを確認しました。契約内容を適切に反映するため、決裁前に担当各目で起案用紙を再度確認するようになっています。 もしも間違いがあつた場合には、決裁前であれば再度起案を作成し直し、決裁後の場合は余白を利用して「訂正日、訂正内容、訂正理由」などを明記し簡易決裁を受けることを確認し、周知しました。	処理済み
89	地域保健課	140	指摘事項	【No.37 妊婦健康診査】 ○「起案用紙」に記載の「予算額」の訂正について、適切に取扱うべきである。 「起案用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後金額を記載し訂正印を押し印している。訂正理由は、「沖縄県医師会、他国立病院3医療機関との契約の起案であったが、委託料の予算総額となつていたので、国民健康保険団体連合会への事務手数料を除いた額へ訂正したとのことであり、那覇市会計規則第7条並びに第11条に基づいて、朱書き重線引き、証印して正書したとのことであるが、理由や訂正日が不明である。 当該指摘に対して、担当部署の回答は「訂正箇所が出ないよう職員へ注意喚起するとともに、訂正が必要になつた場合は、可能な限り、起案文書を作り直すこととした」としているところとあり、そもそも契約内容を適切に反映した「起案用紙」を作成することが大前提であり、決裁前の場合は再度作成し、決裁後の場合は変更内容、変更理由などを明記して、変更についての決裁を受けるべきである。	要	—	—	事業担当及び主査主幹を含むグループ員へ、契約内容を適切に反映した「起案用紙」を作成する事が基本であること、決済前の場合は再度作成し、決済後の場合は変更内容、変更理由などを明記して、変更についての決裁を受けるべきであることを、注意喚起いたしました。また、グループ長会議及びグループ内会議で課内にも周知を行いました。	処理済み
99	地籍調査課	16 152	指摘事項	【No.43 那覇市首里金城4丁目・繁多川4丁目の一部地籍調査業務委託(P・G工務)】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 契約方式、委託内容、実施期間等は事前に所管部署と協議し、那覇市事務決裁規定に従い決裁を受けることになっているが(執行印)決裁文書が作成されていない。ルールに従い決裁文書を作成すべきである。	要	—	—	契約方式・委託内容・実施期間等について事前に決裁を行うことを課内で周知し、平成29年度から実施しています。 チェックシートを作成し、運用しています。	処理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
117	学校給食課	13 175	指摘 事項	【No.54 銘苅学校給食センター調理業務委託】 ○「請求書」の日付について、適切な取扱いを行うべきである。 受託者から提出されている「請求書」について、日付が主書きで記入されており「支出命令書」の記票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。この点、担当部署からの回答は「支払する際は調理業務完了届を確認後に手続しており、請求書を受け取った後に調理業務完了届が届くため、受託者と調整の上、日付を空欄にしてもいい、職員により調理業務完了届を確認した日付を記入しています」とのことであった。	要	—	—	平成29年度から、業務完了を確認する「調理業務完了届」を受領後に、受託業者より請求日が記入された請求書を受領しています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	処理済み
123	生涯学習課	12 186	指摘 事項	【No.59 那覇市紫多川図書館業務委託】 ○支出負担行為書の決裁時期 26年4月1日～29年3月31日の履行期間の事業の審査を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。 契約日26年3月31日、支出負担行為書26年4月1日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を受けて、改善してまいりたいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
130	上下水道局 料金サービス課	12 196	指摘 事項	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○支出負担行為書の整理時期 26年4月1日～29年3月31日の履行期間の事業の審査を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。 契約日3月7日、支出負担行為書4月1日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	平成30年度には、本局企画経営課において「那覇市上下水道局会計規程」を改正する予定でありますので、その中で支出負担行為の決裁時期を見直したいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
134	上下水道局 下水道課	199	指摘 事項	【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その1)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その2)】 ○支出負担行為書の整理時期 27年4月1日～28年3月31日の履行期間の事業の審査を27年2月、契約締結を3月に実施しており、一連の予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。 契約日3月13日、支出負担行為書4月1日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。	要	平成30年度には、本局企画経営課において「那覇市上下水道局会計規程」を改正する予定でありますので、その中で支出負担行為の決裁時期を見直したいと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
135	上下水道局 総務課	17 199	指摘 事項	【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その1)】 ○ホームページのアップデート ホームページに掲載されている水道事業に関する各種データについて、更新されていないのが散見された。定期的にデータ更新すべきである。	要	指摘に基づきホームページを確認したところ、平成26年度のホームページリニューアル以後の更新作業において人的ミスにより、更新データの登録エンタツの誤りがあり、本来表示される画面に更新データが掲載されていない状況が確認された。再発防止及び改善計画として、ホームページリニューアル受託業者を招き、ホームページ設計内容を確認し、正しい更新作業をマニュアル化します。	平成29年度	■平成29年7月12日 ホームページ保守受託業者を交えて、現状、原因及び改善策3章の確認済みです。 ■平成29年7月末 未更新データの削除及び最新データ掲載箇所への誘導表示済みです。 ■年度内に更新作業マニュアル策定予定です。	取組中

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
----	------	---------	----------	-------------	------------	----------------	------	-----------	----------

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

1	法制契約課	18	意見	○委託契約の概要把握について【総論(1)】 那覇市の財務会計システムからは、委託契約別の一覧表が出力できない。 平成18年に財務大臣が発出した「公共調達の適正化について」では、「契約に関する統計」を作成するよう求められている。 委託に関する事務の適正化を図るために契約に関する以下のような統計を作成することは有用と考えられるが、那覇市の財務会計システムからは出力できず、今後システムの見直しを検討されたい。 ・外部委託契約の内訳・随意契約の内訳・契約別の一覧表	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
2	法制契約課	18	意見	○規則等の整備【総論(2)】 随意契約に関するガイドラインやプロポーザル契約に関するガイドラインを整備・運用されたい。 業務委託契約事務に関する個別の相談についても、早急に実施されたい。	要	—	—	随意契約の在り方については、財務事務研修等において周知しているところです。今後は、「随意契約事務手続きの適正化検討部会」でガイドライン等の作成を含め協議を行ってまいります。 業務委託契約事務やその他の契約事務に係る相談については、平成29年4月3日から手順等を示して、相談対応し助言等行っております。	整理済み
3	法制契約課	19	意見	○公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規程整備【総論(3)】 一般競争入札を行う際の公告について、地方自治法167条の6では、公告の必要事項を定めているが、公告方法については何ら定めていない。そのため自治体の契約規則等で公告の方法を定めることとなるが、那覇市契約規則等において、公告の方法を定めた規定はない。	要	—	—	公告の方法については、那覇市公告式規則に定めているとすること。7月11日開催の「平成29年度財務会計研修1」にて、事例を示すなどし具体的に解説いたしました。 今後は財務務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
4	法制契約課	19	意見	○公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規程整備【総論(3)】 競争入札、随意契約の結果についても透明性、公平性の観点から広く公衆の縦覧に供する必要があるが、公表ルールを定めた規定等はなく、所管課によって対応が異なっている。 入札結果等についての公表ルールを定め、適切に運用されたい。	要	—	—	工事及び工事にかかる委託の入札結果等の公表については、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領において、詳細に規定しております。全庁的にも、同要領に準じ個別契約ごとに適切な公表方法を選択できるよう、周知してまいります。	整理済み
7	財政課	20	意見	○年度開始前の入札の執行について【総論(5)】 年度開始前の入札執行の適否については、現時点において法令上の解釈が定まっていらないが、今後制度の見直し等に注視し適切に対応されたい。	要	—	—	年度開始前の入札執行の適否については、現時点において法令上の解釈が定まっておりますので、今後制度の見直し等に注視し適切に対応していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
8	法制契約課	21	意見	○随意契約の採用について【総論(6)】 随意契約の方式が採用されている業務委託において、随意契約理由が不十分であり、業務内容に照らして、条件設定が第では制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるケースが散見された。具体的には、随意契約の根拠条文を地方自治法施行令167条の2第1項2号としたうえで、専門的で難易度の高い業務であることや、豊富な業務経験と高い専門知識を有する事業者を選定する必要があること等を随意契約理由としているケースが存在するが、そのような場合でも、当該業務に関する資格や経験年数、スタッフ数等の設定条件を工夫することにより、制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるものがあつた。	要	—	—	契約方法の原則は一般競争入札であり、随意契約は例外的な場合にのみ認められるものであることを、7月11日開催の「平成29年度財務会計研修Ⅰ」にて、事例を示すなどし具体的に解説いたしました。今後、財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
9	法制契約課	22	意見	○指名競争入札から制限付一般競争入札への移行【総論(7)】 指名競争入札とした理由に「〇〇の資格を有する者に依頼する必要があるため」とするものが散見された。資格要件を一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているから事前に十分検討されたい。	要	—	—	契約方法の原則は一般競争入札であり、指名競争入札を行う場合の要件を満たしているが十分に検討する必要があることを、7月11日開催の「平成29年度財務会計研修Ⅰ」にて、事例を示すなどし具体的に解説いたしました。今後、財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
10	法制契約課	24	意見	○予定価格の事前公表【総論(8)】 競争入札にあたり、予定価格を事前公表しているケースが散見された。 那覇市では予定価格を事前に知らずとする不正な行為を未然に防止する観点から、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条により、建設工事等の入札においては予定価格を事前公表するものと定めている。建設工事等の請負契約ではないが、当該取扱要領を準用して予定価格を事前公表したものである。 建設工事等については、必ずしも落札率が高止まりしているとは言えないようであるが、個別検証した業務委託契約の中には落札率が高止まりしているケースもあることから、取扱要領を安易に準用することについては見直しを検討されたい。	要	—	—	予定価格の事前公表については、弊害が発生すると判断した場合、個別の案件ごとに契約の内容、目的等に応じ、慎重に判断するよう7月11日開催の「平成29年度財務会計研修Ⅰ」にて、解説いたしました。今後、財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み
11	法制契約課	24	意見	○プロポーザル方式の評価基準【総論(9)】 プロポーザル方式で業者選定の際の配点方法として、「1位をつけた委員が多い団体を選定する」と審査要領に規定しているケースが散見された。 この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくく、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。評価基準の在り方を検討されたい。	要	左記の選定方法は「指定管理者制度に関する運用指針」で示されているものであります。プロポーザル方式による選定を行う場合は、事業や選定委員会等の内容を鑑みて、評価基準を適宜設けていると理解しています。今後、評価基準等の在り方について検討していきたいと考えております。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
12	法制契約課	25	意見	○参考意見積書の通知及び徴収先について【総論(10)】 予定価格を定めるに際しての参考意見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴収するなど、多面的な競争原理を機能させる。予定価格の合理性を担保する方策を検討すべきである。	要	—	—	那覇市契約規則(1971年7月21日規則第13号)第10条で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と定められております。今後、財務会計研修等を通じて周知していきたいと考えています。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
13	市民生活安 全課	26	意見	○個人情報保護について【総論(11)】 監査対象とした外部委託契約に係る業務の中には、大 量の市民の個人情報を取り扱うもの多数存在する。し かし、このような個人情報保護のための方策は、①委託 先との委託契約書上の定型文言、②「個人情報」の取 扱を定める特約」等に限定されているケースが大半であ る。 無論、契約書類上のような規定がなされているのみ では、委託先において現実には個人情報保護の方策がと られていることは確認できないのであり、不十分である。 昨今、大手企業や公的機関からの個人情報漏洩事件 が世間の耳目を集めており、市民の関心、懸念も大き いと思われることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発 生せぬよう、上記の方策以外にも、(1)委託業務終了後 は、個人情報等を記録した媒体及びその他の複製物を破棄し た旨の契約書を委託先から徴取する、(2)市の職員が 定期的に委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面 化して報告するなどの方策が有用と考ええる。	要	—	—	委託契約に係る個人情報保護に関しての必要な措置は、個 人情報保護条例第29条及び同条例17条に規定されていま す。規定内容は、委託契約に付する条件として、個人情報 保護に関する立入検査の受忍義務、個人情報法の返還義務 が含まれています。 具体的立入検査や返還(破壊)方法等については、各契 約課の主体的な方策に委ねられてるところですが、今後、全 庁指示権において、委託業者への個人情報の取扱いが十分 であるかどうか確認するよう通知し、注意喚起していきます。 なお、平成29年7月19日付け、全庁指示で通知し、注意 喚起を行いました。	整理済み
14	出納室	27	意見	○請求書の取扱い【総論(12)】 請求者が作成する「請求書」について、一部の部署の 特定の外部委託業務については、「日付」も印字してい るものが認められるが、契約内容、金額などは印字して いるにもかかわらず、「日付」のみが手書きである請求書 が多数散見された。 日付が手書きされている請求書が散見されていること から推察される。那覇市における事務の取扱いの実際、 並びにその背景については、実務上必要とされるケー スも理解できる面もあり、したがって活字とするというよう な画一的な取扱いにすべきとは言えないが、合理的 でない面があることにも十分留意した上で、今後、委託 者にとって、実務上、不都合が生じないように配慮しな がら、適切な対応をすべきである。	要	—	—	請求書を含め出納事務について、今後も適正な事務処理を 指導していきます。	整理済み
15	出納室	13 27	意見	○請求書の取扱い【総論(12)】 事業者から提出される「請求書」などについても「那覇 市文書取扱規程」第12条第2項に定める取扱い(電子 メールなどの取扱い)をすることによって、業務の効率化 を図ることができるとしているが、十分検討された い。	要	—	—	「那覇市文書取扱規程」第12条第2項を適用し、電子メール やファクシミリによる請求書を文書として取り扱った場合、改ざ ん等も懸念されますので、信憑性の観点から、当面は現状ど おりとします。	整理済み
16	企画調整課	13 31	意見	○事業の目的達成に向けた更なる取組【総論 (13)】 それぞれの外部委託業務について、受託者が実行 (D)したことについての委託者としての検証(C)が十分 ではなく、改善(A)が十分にされないことにより、次年度の計画 (P)に基づく予算手続とされているケースが散見され た。 担当部署の責任者、担当者は法令等の趣旨はもちろ んであるが、市民の立場に立って「事業の必要性」を十 分に理解するだけではなく、事業の関係者との通時適 切に情報共有を行い、那覇市役所内部で十分に議論 できる時間を確保するための必要な人員を確保し、「課 題解決」のための具体的な行動を決める「会議運営」の スキルを十分に身につけることが望ましい。	要	—	—	毎年各課の状況を確認しながら職員の再配置を行い、事業 を実施する上で必要な人員を各課に配置してまいります。 今回の意見も各課の状況を確認する際の参考にながら、 毎年の組織再編に取組んでまいります。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容 (13)	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
17	人事課	13 31	意見	○事業の目的達成に向けた更なる取り組み【総論】 それ以外の外部委託業務について、委託者が実行(D)したことの委託者としての検証(C)が十分ではなく、改善(A)が十分になされていない。次年度の計画(P)に基づく予算手続とされているケースが散見された。 担当部署の責任者、担当者は法令等の趣旨はもうろんであるが、市民の立場に立って「事業の必要性」を十分に理解するだけではなく、事業の関係者との通時適切に情報共有を行い、那覇市役所内部で十分に議論できる時間を確保するための必要な人員を確保し、「課題解決」のための具体的な行動を決める「会議運営」のスキルを十分に身につけることが望ましい。	要	—	—	法務能力や課題解決力、会議運営能力等は、職員に必須な能力と認識しており、人事課主催研修や派遣研修等を実施し、能力向上を図っているところです。 今回の意見の内容を職員研修審議会に報告し、委員の意見をいただくとともに、研修受講生からの要望も伺いながら、研修実施計画を立てることで、事業の目的達成が図れる職員の育成を進めてまいります。	整理済み
18	クリーン推進課	14 44	意見	【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】 ○外部委託することの妥当性 那覇市では、従来直営により収集業務を行ってきたが業務量の増加、那覇市経営改革推進計画に基づくアウトソーシングの推進等により、収集業務の委託化を進めている。現時点ではエリアの約80%が委託、残り20%が直営で収集している。 当初計画では将来的には全エリアを委託化する方針であった。しかし近年地震や洪水などの大規模災害が発生しており、災害時にこみ収集が滞ると市民生活に支障がでることが懸念される。 那覇市でも今後大規模災害が発生する可能性はあることから、他の自治体の災害時の対応や問題点について情報収集を行い、早急に対応方針を検討されたい。	要	現業務に「委託方針」は「今後の現業務のあり方」についての基本方針において定められ、一般家庭ごみ収集業務等については継続協議とされており、災害時・緊急時等対応に関する中核市調査、及び業務整理等を行い、平成29年度中に環境部クリーン推進課(案)を機関会議へ提起する予定である。	平成30年度	環境部クリーン推進課(案)を7月に基本システム改革部会に提起し8月に経営改革本部会議へ報告を行いました。今後は大規模災害発生時における対応を含んだ検討やアシスト収集等他事業の諸整理を行い、平成30年度に機関会議へ提起する予定です。	取組中
19	クリーン推進課	14 44	意見	【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 那覇市では昭和47年からごみ収集業務の外部委託を開始している。当初は許可業者が集まって組合やグループを結成し、当該組合等と契約していた。その後、那覇市主導で組合等の法人化を進め、エリアごとに「若者随意契約」により委託している。 業者選定にあたっては、競争性・公平性・経済性等の観点から競争入札が原則的な契約方法だが、ごみ収集については、収集の遅延や失念は許されないこと、猫などによる生ごみの散らかし防止のため短時間で効率的な収集が求められることから経済性よりも、業務の継続的・安定的遂行が求められる。 なお、一般ごみ収集について28年6月に他の中核市が行ったアンケート結果によると、他の自治体の多くも、業者選定方法については、必ずしも問題があるとは言えない。ただし、不適格業者の排除の観点から競争入札を併用している自治体もあり、制限付一般競争入札又は指名競争入札の導入も検討されたい。	要	—	—	一般家庭ごみ収集業務委託は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等にて、受託者には業務の継続性・安定的遂行のため必要な人員確保、車両等の必要な機器類整備、及び健全運営等が求められており、本市においては、市域を4区域に分割し、1区域を直営対応、3区域についてごみ収集業務を委託しておりますが、受託業者には法令及び本市の求める基準を満たすとともに、十分な経験のもと継続的・安定的業務遂行にあたっており不適格業者にはあたらぬものと捉えております。 現時点において業者選定方法の見直し等は考えておりませんが、今後、新規に業務委託を検討する際には、ご指摘の方法等を含めて総合的に検討していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	措 置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
20	グリーン推進課	14 44	意見	【No.1.2.3 一般家庭ごみ収集運搬業務委託】 ○契約金額の妥当性 那覇グリーン、那覇東グリーンは売上高のほぼ100%、中央環境は売上高の約50%が那覇市からの委託料となっており、いずれの会社も当期利益は黒字であり、過去の利益の累積額を示す利益剰余金もプラスとなっており、また流動資産を流動負債で除した算出される流動比率は、企業の安全性を測る指標の一つで、日本の上場企業平均でみると全業種平均で120%程度となっているが、委託先はいずれも上回っている、いずれの会社にも多額の利益剰余金が残っていることから果たして委託額は適正だったのか、今年度積算額の妥当性について検討されたい。	要	—	—	—	一般家庭ごみ収集業務の業務委託料は、見積書、公共工事の分算単価、その他関連する資料等を参考に業務遂行に必要な額を精算し、財務当局との調整を経て適正に決定しており、委託料見直しを行った平成25年度以降は適正に推移しており、委託料見直しについては、受託業者が単価向上等も勘案して積算を行い、適切な委託料設定に努めていきます。なお、利益剰余金については、受託業者が単価向上等に活用するまでに企業努力によって積み立ててきたものであり、それらによって業務委託料が増減するものとは捉えておりません。	整理済み
21	公園管理課	14 50	意見	【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○業務適定方法の妥当性 現業務から委託業務への切り替え初年度及び翌年度は、複数の業者から見積書を入力し、最安値を提示した那覇市シルバー人材センターと契約を締結している。見積書の金額はシルバー人材センターが圧倒的に低かったため、3年目以降は1者随選している様である。また、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設置されているシルバー人材センターの積極的活用観点から同センターに業務を委託している。ただし、今後とも長期間にわたる同センターと1者随選することの是非について検討されたい。	要	—	—	—	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随選契約については、シルバー人材センターや障害者支援施設などの特定の施設が該当することから、那覇市随選契約の公表に関する要領に基づき広報掲示板及び那覇市公式ホームページにおいて広く募集しております。その結果、見積もり提出は、公益社団法人、那覇市シルバー人材センター1社だったことから当該施設と随選契約を締結しています。今後は、金額の妥当性を確認するため、他の業者による見積もり価格を把握しつつ、適正な委託料水準の維持に努めます。	整理済み
23	公園管理課	14 50	意見	【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○清掃ルートの見直し 公園清掃業務に関しては公園の草刈りが不十分という住民の声が多いようである。業務委託設計書、見積書等によれば、1日1回はすべての公園について見回り清掃を、草刈りについては4～10月は月1回、11月～3月は2か月に1回行うことになっている。限られた予算の中で安心・快適な公園を提供するためには、例えば病棟の小さい公園や汚れの少ない公園は2日又は3日に一度とし、余力人員を草刈り業務に配置するなど対応を検討されたい。	要	—	—	—	草刈等については、各公園を定期的に巡回し作業を行っております。草刈のルート選定や優先順位につきましては、イベントや地域のまつり等、公園の利用実態や住民の声などを踏まえ、清掃委託業者と連絡を密に行い、草刈の優先順位をその都度見直し、改善を行っております。	整理済み
24	公園管理課	14 50	意見	【No.4 平成27年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託】 ○不法投棄・落書き対策 一部の公園は不法投棄や落書きが絶えないようである。市では看板の設置、見回り強化により対応しているようであるがこれらの行為は減少していない、予算との関係もあるが、不法投棄・落書きが多い公園への監視カメラの設置、近隣住民への啓蒙活動などの対策を検討されたい。	要	—	—	—	不法投棄及び落書きについては、確認された場合には、不法投棄の回収や落書き落としを行っております。しかしながら、改善が見られない場所については、看板設置を行い、啓蒙に努めております。監視カメラの設置につきましては全庁的な方針が決まり次第に対応してまいります。	整理済み
27	情報政策課	14 55	意見	【No.6 基幹系業務システム最適化業務(住基/税/財務会計/介護保険区分)運用維持保守等業務委託】 ○プロポーザルをしないことの妥当性 メーカ保証期間の満了という予測可能な事態への対応の遅れを理由に、随選契約の方法を選択し、入札によることなく委託契約を締結しており、競合原理が働いていない。次期システムへの移行を見据えた管理体制、チェック体制の強化を図られたい。	要	—	—	—	現行業務システムが平成32年1月末日に契約満了となるため、平成29年度より新たな業務システムへの導入に向けて計画策定に取り組んでいきます。取り組まなければならないのは、適切な作業期間を確保した上で進めていきます。	整理済み

(平成28年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票			処理 区分	
ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限		
28	情報政策課	13 55	意見	【No.6 基幹系業務システム最適化業務(住基/税/財務会計/介護保険区分)運用維持保守等業務委託】 ○随意契約によることの妥当性 ○随意契約締結に際して、者からし見積書を徴取して妥否を、改正前那覇市契約規則21条の3に照らして妥当でない。	不要	本件における運用維持保守業務の対象となるシステムは、その導入について、当時他に対処可能な事業者がおらず、バージョンアップにより更改しています。同システムの運用維持保守業務について別の事業者に見積及び実施させることは、著作権等知的財産権上の問題もあることから、事実上困難な状況でした。そのため当該システムを更改し業務を実施可能な者からのみ見積書を徴取しました。	—	—	
29	情報政策課	14 55	意見	【No.6 基幹系業務システム最適化業務(住基/税/財務会計/介護保険区分)運用維持保守等業務委託】 ○システムのカスタマイズについて システムのカスタマイズを過度に行うことは、新システムの移行を困難とし、同一業者への継続的委託、ひいては競争原理の阻害という事態を招来してしまうことから、控えるべきである。	要		—	原則として採用パッケージシステムの処理方式に合致した業務処理方式を利用し、真に必要な業務処理と判断した場合にのみカスタマイズを施す方針とし、カスタマイズの抑制を図っていきます。	整理済み
31	道路建設課	13 14 59	意見	【No.7.8 平成26・27年度沖縄都市モルメルインフラ整備事業】 ○事業性評価の「検証」について、その評価手法前提条件の精度を高めることを検討されたい。 「総利益」の見積額について、H23.8からH28.2の5年間で、33,235百万円から70,487百万円と2倍以上に大幅に増加した理由が、「社会的に意義のある事業と判断できる」とするために「費用便益比」を1以上にしたのでは、ないかと疑念を抱かざるをえず、また、H23.8からH28.2のどちらか、もしくは双方とも見積の精度がかなり低いと思われる。 特に、当事業は沖縄県全体としての取り組みであり、金額も非常に大きなものとなっており、社会的意義は認められるものの、当市においても「社会的に意義のある事業と判断できる」とした「費用便益比」については、見積もりの前提となる諸条件について十分な実態把握を行い、当初の計画と実績との間に生じているギャップである「課題」の「原因」を分析し、十分に関係者と必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に早急につなげるべきである。	要	—	—	今回の原因は、昨今の資材費や労務費単価の高騰や消費税の増徴、構造基礎の変更等により見積額が大幅な増額によるものです。今後は、精度を高めるよう努めてまいります。	整理済み
32	管財課	14 67	意見	【No.9 那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託】 ○委託料の決定方法の妥当性 結果として競争入札が不発に終わったため、当初、委託先が提出した参考見積書の金額で委託契約が締結されるに至っている。委託契約を締結するに際し、見積書の金額について実質的な検討が加えられた形跡もない。そのため、現実の契約金額が、競争原理により導き出された金額であるといえない。疑念が残る。 長期継続契約であることにかんがみれば、より多数の業者から見積書を徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討すべきである。	要	—	—	当該業務委託については、長期継続契約として年度間の空白期間が生じないようにしなければならず、予算調整を先行し入札は期間的猶予が無く、現実的に困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく不発の随意契約を締結するに至ったものと見られます。 今後は、那覇市契約規則第23条に基づき、2社以上の業者から見積もりを徴取していきます。	整理済み
35	人事課	12 14 69	意見	【No.10 給与関係事務業務委託】 ○随意契約の採用について 委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討すべきである。	要	—	—	今回の委託先選定のため、他中核市の状況、法制契約課との調整を踏まえ、推進委員会にて選定方法、委託期間を検討した結果、指名競争入札で行うこととしました。 なお、指名競争入札とした理由は、推進委員会において、入札参加資格を「プライバシーマーク認証を受けている業者」であり、「沖縄本島内に本店が有る業者である」としたこととされており、「沖縄本島内に本店が有る業者が少数となり、地方自治法施行令第167条第2号を適用したことによるものです。	整理済み
36	人事課	14 69	意見	【No.10 給与関係事務業務委託】 ○委託期間の妥当性 委託期間を5年間とする合理的理由がない。	要	—	—	今回の委託先選定のため、他中核市の状況、法制契約課との調整を踏まえ、推進委員会にて選定方法、委託期間を検討した結果、委託期間を3年間としました。	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
37	人事課	13 69	意見	【No.10 給与関係事務業務委託】 ○個人情報の保護について 職員が大量の個人情報を取り扱う業務であることから、委託先、方から個人情報を漏洩した事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する、市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考える。	要	—	—	受託者に対し、個人情報等を記録した印刷記録物の記録簿及び削除記録の報告を毎月行うよう求め、確認を行うようにします。	整理済み
39	平和交流・男女参画課	15 72	意見	【No.11 那覇軍港地権者等合意形成活動 活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○市が行うべき必要性 那覇軍港跡地利用は、那覇市のみならず沖縄県全体の重要課題であることからすれば、県に対しても費用負担を求めざるべきである。	不要	本事業は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)第五条に基づき、地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するために必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定や関連する措置を講ずるために実施しています。 また、特措法第六条に国、沖縄県及び関係市町村の協力が規定されていることから、本市が設置した有識者委員会に国や沖縄県の関係職員が委員として関わるなど、関係機関と相互に協力・連携しながら事業を進めているところです。 指摘のありました、特措法21条1項の規定にある、「駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるとき」について、那覇軍港においては未だその状態ではないため、現時点で当該規定を適用することは難しいとされています。 促いまして、今後の経過までの過程のなかで、状況に応じて沖縄県とも連携を図りながら進めてまいります。	—	—	—
40	平和交流・男女参画課	12 72	意見	【No.11 那覇軍港地権者等合意形成活動 活動の方向性の整理等検討調査業務委託】 ○委託先の決定方法 (制限付)一般競争入札の方法を検討されたい。	要	—	—	那覇軍港の跡地利用は、駐留軍用地の跡地利用という特殊性があり、また本市の将来のまちづくりにも大きな影響を及ぼす可能性があることから、同調査を実施するにあたっては、跡地利用計画もしくはまちづくり計画の規定及び地権者との合意形成のノウハウを持ち、確実に調査業務を実施できる能力のある事業者である必要があります。 そのようなことを踏まえ、入札方法について検討したところ、地方自治法施行令第167条第1項第3号の規定に基づく指名競争入札が適切であると判断し、平成29年6月1日に指名競争入札を実施しました。	整理済み
41	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 価格の点をプロポーザルにおける採点基準に含める、見積金額の根拠を裏づけるなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結されたい。	要	—	—	—	—
42	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○業務の進捗、委託先との協議について 進捗会議の一部について議事録が作成されておらず、事後的に協議内容を検証することが可能な形で議事録を作成されたい。	不要	事務局と委託事業者との進捗確認については、議事録や進捗状況報告書、課題管理表及び業務進行表を作成し行っており、また、これらをもって協議内容を検証してきたと考えております。	—	—	—
43	企画調整課	15 74	意見	【No.12 那覇市版総合戦略等策定支援業務委託】 ○再委託についての妥当性 委託業務のうち重要なものを再委託しているが、委託先と再委託先との共同事業としてプロポーザルさせるなどの対応を検討されたい。	要	—	—	—	契約発注のあり方につきましては、委託業務内容を踏まえ、再委託の限度割合等について検討し、募集要項に定めてまいります。

(平成28年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票	処理 区分			
ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
44	市民税課	15 77	意見	【No.13 平成28年度市民税賦課パンチ業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名競争入札における入札参加資格について、5名以上の指名ができるものにする。参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方を検討されたい。	要	—	—	平成29年度課税分から入札公告及び広報(ホームページで)制限付一般競争入札として実施します。 参考見積書は、直近の入札参加実績のある全事業者から徴取しました。	整理済み
45	市民税課	13 77	意見	【No.13 平成28年度市民税賦課パンチ業務委託】 ○個人情報の取り扱いについて 大量の個人情報の取り扱いについて、委託業務終了後も個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考ええる。	要	—	—	仕替書において、委託者は委託業務終了後のバックアップデータの廃棄の指示があったときはすみやかに処理することとを定めており、次回(平成30年度課税分)の委託から破壊した旨を書面で提出することを追加しました。	整理済み
46	資産税課	15 79	意見	【No.14 平成28年度標準宅地の時点修正に関する鑑定評価業務委託】 ○本件業務を行うことの必要性 そもそも現状において市が本件業務を行うこと自体を再考すべきである。仮に行うとしても、代表的な地点をピックアップして、下落傾向がないことを確認できれば十分であると考えられる。	要	—	—	今年度における他の公的士地評価「地価公示価格(1月1日時点)」「相隣地価格(1月1日時点)」において、本市の土地価格は全体として上昇傾向にあります。 以上の点を踏まえ、市内他都市の鑑定委託状況を参考にしながら、課税の透明性及び説明責任が確保できることを念頭に、グループ化による鑑定地点の絞り込みを行い、鑑定を行う代議地点を選定します。 なお、次年度以降、全体的に下落傾向が認められた場合は、すべての標準宅地で調査を行うこととなります。	整理済み
47	情報政策課	15 82	意見	【No.15 基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託】 ○契約期間の妥当性 本件業務を遂行するために機械を導入する必要性があり、車年度契約では委託先業者の採算が合わない。業務内容に照らせば、特殊機械の導入が必要とも思えない。結果としてではあるが、落札者は平成22年度から本件業務を継続して受注しているのであり、機械導入コストはかかっていないものと思われる。 また、ハードウェアのメーカー保証期間が5年であり、委託期間をそれに合わせているようであるが、委託期間を5年とすべき根拠(必要性)とはならない(保証期間内で、より短い期間での契約が可能である)。業務の性質に照らして、5年間にわたる契約を締結する必要があるか、短期間(車年度)での契約契約が可能かどうかを検討すべきである。	不要	この契約では、各課が基幹システムで出力する300種以上の帳票印刷を一括して取り扱っています。毎年印刷会社が変わる場合、全帳票のテスト印刷を行い、印刷状態を確認して各種調整を行う必要があります。中でも、バーコード、OCRを印刷する帳票の読み取りテストは調整に1〜3か月を要し、この間印刷業務が停滞することから事務執行に支障が出ます。テスト印刷の工数が増えることにより、印刷委託料、基幹システム業務委託料、調整業務量が増大します。 これらを踏まえ経済的合理性・事務執行の合理性から5年契約とすることは妥当と考えます。	—	—	—
48	情報政策課	13 82	意見	【No.15 基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託】 ○個人情報の取り扱いについて 市民の大量の個人情報を取り扱う業務であるところ、委託先との契約書類上、個人情報保護を規定している。各課は、業務委託契約書21条、「個人情報の取扱いを定める特約(条)に附かれている。 万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、これら以外にも、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考ええる。	要	—	—	現在締結中の個人情報の取扱いを定める特約について、廃棄関連事項について整理して契約変更を行い、個人情報保護を破棄する旨の誓約書および証明書を委託先から徴取するよういたします。 また、委託先印刷工場を視察して業務状況を確認します。	整理済み

(平成28年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票			処理 区分
ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	
50	情報政策課	12 84	意見	【No.16 基幹系業務システム最適化業務(福祉/こども、生活保護区分)運用維持保守等業務委託】 ○随意契約によることの妥当性 随意契約によることの理由が不十分である。特に、長期にわたって継続して受注をしている業者や、他の業務に比べて市から業務委託を受けている業者との間で随意契約を締結する場合は、慎重な検討と、随意契約を締結すべき高度の必要性が要求される、といった、競争入札の方法によるべきである。	不要	本件はプロポーザルによる随意契約を行いました。地方自治体の業務は多岐にわたり市民生活と密接に関連しています。そのため、そのシステムと運用維持保守事業者には、確実な安定稼働を担保でき、地方自治体の業務とIT技術双方への深い理解が求められます。価格のみで決定する入札に対して、これらを総合的に判断することのできるプロポーザルによる随意契約を採用したことは妥当と考えています。 なお、本件のプロポーザルにおいては、技術力やサポート体制等だけでなく価格についても評価することで、競争原理の働く選定方法が採られているものと考えています。	—	実施日及び実施内容
51		15 84	意見	【No.16 基幹系業務システム最適化業務(福祉/こども、生活保護区分)運用維持保守等業務委託】 ○契約区分の妥当性 契約区分を再検討すべきである。本来別区分の契約について、プロポーザルにおいて一方の評価が著しく低いにもかかわらず、安易に同区分について一括して契約することは避けるべきである。契約区分ごとに、委託先の選定を慎重に行うべきである。	不要	事業者の選定にあたっては、「福祉・こども区分」と「生活保護区分」は区分を分け、別々にプロポーザルによる審査評価を実施し、区分ごとに事業者を選定しています。審査評価には評価要件が定められており、選定された事業者は当該要件の審査評価の結果同区分ごとに同一事業者が選定されたため、機器や作業工数の見直し等によるコスト削減や契約事務手続きの簡素化等を目的として契約書を1つにまとめている。当初設定した区分別に選定を行っているため、安易に同区分について一括して契約したという指摘はあたらないものと考えています。	—	—
52	納税課	12 88	意見	【No.17 那覇市納税催告センター運営業務委託】 ○委託先の決定方法の妥当性 委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討されたい。	要	—	—	納税催告センター運営委託業務は、収納率を上げるために、民間事業者の手法も取り入れ、必要があることから、業者の運営内容を重点に選定をする必要があるため、プロポーザル方式で実施していきます。
53	納税課	13 88	意見	【No.17 那覇市納税催告センター運営業務委託】 ○個人情報取り扱いについて 市民の大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問し業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考える。	要	—	—	個人情報等の取り扱いについては、契約書及び仕様書において機密の保持及び個人情報保護に関する規定を設けており、委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を徴取することや、月報等での報告、必要に応じて作業所等の個人情報等の管理状況を確認していきます。
54	ハイサイ市民課	15 90	意見	【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】 ○委託先の決定方法の妥当性 委託先の選定に際しては、競争入札の方法によることを検討されたい。	要	平成30年度契約を予定しているもので、委託先選定、委託期間、委託料を含む法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)
55	ハイサイ市民課	15 90	意見	【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】 ○委託料の妥当性 委託先決定後、見積金額の根拠についての実質的検討や、金額について委託先との交渉を行うべきである。	要	平成30年度契約を予定しているもので、委託先選定、委託期間、委託料を含む法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)
56	ハイサイ市民課	15 90	意見	【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】 ○委託期間の妥当性 委託期間を2.5年間とする合理的理由がない。	要	平成30年度契約を予定しているもので、委託先選定、委託期間、委託料を含む法制契約調と調整を重ね実施検討していきます。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)
59	ハイサイ市民課	13 92	意見	【No.19 那覇市ハイサイ市民課任基システム等出力業務委託】 ○個人情報取り扱いについて 大量の個人情報の取り扱い業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、実際に作業に当たる職員から誓約書を徴取する。委託業務終了後は、個人情報等を記録した媒体及びその複製物を破壊した旨の誓約書を委託先から徴取する。市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考える。	要	—	—	契約の際に「那覇市ハイサイ市民課個人情報情報の取扱いを定める特約」を交わしており、漏洩がないよう細かに規定しています。漏洩事故が発生しないよう特約に基づき、防止策を強化していきます。 誓約書の徴取等については、次回(平成31年度)契約時に契約内容に盛り込みます。

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
60	まちづくり協 働推進課	15 94	意見	【No.20 平成27年度は市民協働ブラザ警備業務委託】 ○警備員資格のチェック 警備業法上、「破産者で復権を得ないもの」は、警備員 の欠格事由とされている(同法3条1号)したが、現 在に本件の警備業務に従事する警備員から、本人作 成の誓約書(破産者で復権を得ないもの)でない旨を 徴取し、欠格事由に該当しない事を確認することが望ま しい現状ではなされていない。	不要	本市の「入札参加資格等に関する要綱」(入札参加者の資 格)第2条第10号に「入札参加資格とは公安委員会の認定を 要するため、警備員資格の要件を満たしているものと認識して います。」	—	—	—
62	文化財課	15 96	意見	【No.21.22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う理 蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約方法の再検討の必要性 文化財という性質上、外部委託前の段階で必要な作 業の全容が明らかでなく、発掘を進めるにつれて、当初 予定していなかった作業が必要となる事態は想定でき る。 しかし、当該事業については、平成27年度の当初の 委託契約後、実際に発掘を進めるにつれて想定外の作 業が必要となり、作業量が大幅に増加したため、平成27 年度に2度の契約変更(委託料の大幅な増額、平成28 年度に2度の契約変更(委託料の大幅な増額)がなされ るに至っている。(予算との関係で平成28年3月までで契 約期間を一旦区切ったという事実はあるにせよ)という と、当初の指名競争入札がなされた時点とは事情が大 きく異なっており、これでは、当該事業を全体としてみれば、 競争原理を働かせた上で委託先を選定し、委託料 を決定したとはいえない状況になっている。 当初の指名競争入札及び委託契約締結前の段階 で、入念な試掘等の調査をすることにより、作業量を予 見することができなかったのか、慎重に検証すべきであ る。	要	—	—	事前の試掘調査は、遺跡の有無ならびに大よその範囲を確 認するものであります。精査は本発掘調査において行なうため、 試掘調査は最小限の範囲での掘削に留まります。このような 試掘調査の性格上、本発掘調査の費用・期間を正確に予見 することは、極めて困難であります。 しかしながら、契約変更に至ることのないよう、試掘調査の精 度を上げるべく鋭意努力いたします。	整理済み
63	文化財課	16 96	意見	【No.21.22 県道153号線外1線街路改良工事に伴う理 蔵文化財発掘調査業務委託】 ○契約方法の再検討の必要性 当初の指名競争入札の理由として、地方自治法施行 令167条の3号「一般競争入札に付することが不利と認め られるとき」が記載されているが、なぜ「不利」と言えるの か、明らかではない。指名競争入札理由としては、むし ろ同条1号が適用しているものと考えられる。	要	—	—	指名競争入札の理由としては、地方自治法施行令167条の 1号が適用していると確認しました。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
64	文化財課	16 96	意見	【No.21,22 県道153号線外縁街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託】 ○埋蔵文化財調査業務委託 ○埋蔵文化財調査業務委託 平成28年12月のマフコミ報道により、那覇市が実施する埋蔵文化財調査において、調査後に刊行する調査報告書14件が、専門員の原稿執筆の遅れにより未刊行となっていたこと、未刊行が常態化しており、印刷物の納品がないにもかかわらず、業者に支払った印刷費全額が支払われていたことが明らかとなった。 文化財課の担当者によれば、上記問題が生じた理由としては、発掘調査から資料整理、報告書作成、納品までを1名の職員にて担当し、他の職員による確認を行わなかったこと、課内における支出決裁に際し、納品された報告書の確認がなされなかったことが挙げられる。 今後は、(1)報告書の納品に際し、担当職員以外の職員も立会い、確認する。(2)支出帳票の作成において、検収調査とともに印刷物の添付を必須とする。(3)事務処理マニュアルを作成し、それに即して業務を遂行するなどの対策が有効であると考えられる。 (なお、本件事業(「首里平良橋周辺遺跡」の発掘調査)は平成30年度に報告書を刊行の予定であり、上記の未刊行問題は、ないとの事であるが、同じ課の問題であることから、今後注意が必要であり、ここに意見として記載することとした。)	要	—	—	報告書発刊に関する手順書を作成し、着手から発刊までの工程表に沿って定期報告を行うことで進捗管理・指導体制を構築し、未刊行の再発防止を図ります。 平成28年度より実施。(1)報告書の納品に際し、担当職員以外の職員も立会い、確認する。(2)支出帳票の作成において、検収調査とともに印刷物の添付を必須とする。3.事務処理マニュアルを作成し、それに即して業務を遂行する。」などを実施しております。	整理済み
65	文化振興課	16 99	意見	【No.23 那覇市民会館周辺整備業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名競争入札の入札参加資格について、5名以上の指名ができるようなものにする。見積書について、多数の業者から具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討すべきである。	要	—	—	耐震診断結果に伴い、H28年度10月に休館となってからは、委託契約も11月末で終了しています。なお、平成30年度以降は、同様の契約が予定される場合には、「意見」を踏まえ、競争原理を機能させる選定方法を検討します。	整理済み
66	なはまちなか振興課	16 102	意見	【No.24 マチグラーのにぎわい、事業業務委託】 ○当該事業を市が実施する必要性 そもそも当該事業を市が実施すること自体を再検討すべきである。一般テナントに賃貸するなど、通年、他の用途に供した場合の経済合理性を検討すべきである。	要	—	—	事業の目的がおおむね達成したことから、平成29年度は規模を縮小し事業を実施しております。なお、平成30年度以降は、喫煙の課題となっている第一牧志公設市場の建替えにともなう現入居事業者の受け入れ先として、仮設市場に入居できない市場事業者の受け入れを予定しております。	整理済み
67	なはまちなか振興課	13 16 102	意見	【No.24 マチグラーのにぎわい、事業業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 仮に当該事業を継続するとしても、価格の点をプロポーザルにおける採点基準に含める。見積金額の相違を実質的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。	要	—	—	意見をふまえて、マチグラーのにぎわい事業のプロポーザルにおいて、価格点を採点基準に含めて審査を行いました。なお、平成30年度以降は、第一牧志公設市場の建替えにともなう現入居事業者の受け入れ先の予定となっていることから、平成29年度で当該事業は終了する予定となっております。	整理済み
69	観光課	16 105	意見	【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○市が本件業務を行う必要性 そもそも事業を市が実施すること自体を再検討すべきである。	要	—	—	収益性の低い事業内容となっており、民間にて実施することとは困難と考えます。 外国人観光客が増えている現状においては市が継続して実施する必要があると判断しています。	整理済み
70	観光課	13 105	意見	【No.25 外国人観光客受入整備業務委託】 ○委託料の妥当性 委託料の金額についても、複数の業者から参考見積書を徴取する。見積金額の根拠を実質的に検討する。明確な数値基準を設定するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。	要	—	—	仕様書の内容を見直し、複数業者からの参考見積書を徴収し、委託金額の設計を行います。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指摘区分 頁 番号	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
71	環境保全課	12 110	意見 【No.27 平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 指名競争とした理由は「計量証明業務を適切に履行できる業者を選定するため」となっているが、資格要件を付した制限付一般競争入札でも可能である。この点に関し、所管課から「参加資格制限を設定留注」により、制限付一般競争入札を実施することは可能と判断し、平成29年度入札より実施予定との回答であった。制限付一般競争入札を採用されたい。	要	—	—	平成29年度入札では、制限付一般競争入札を採用しました。今後も、制限付一般競争入札を実施する予定としています。	整理済み
73		16 113	意見 【No.28 エコモール那覇プラザ棟内営業推進業務委託】 ○業者選定方法の妥当性 プロポーザル実施スケジュールは、公募期間3月11日～18日、契約締結日は3月27日である。 当初は26年度12月補正予算で債務負担行為とする予定であったが、スケジュール調整期間に合わず、2月議会の一般会計予算承認後に手続を開始したため、ダイレクトなスケジュールとなったためである。 応募者にプレゼンテーションのための時間的余裕を持たせる必要があることから、今後は時間に余裕のあるスケジュールとされたい。	要	—	—	次期委託契約(平成30年4月1日～平成33年3月31日)に係る受託者選定につきましては、平成29年度当初予算において債務負担行為を設定しております。 公募期間を約2ヶ月に拡大し、応募者の準備期間を確保します。	整理済み
75	チャージャー じゅう課	13 116	意見 【No.29 介護保険事業所等の開会・検査等業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて 介護保険事業所等に法令や基準等に付いた事業運営を行わせることにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図るためには、当市で介護福祉事業を行っている事業者の実態を適切に把握する必要があります。また、事業者の目的及び必要性を踏まえて、現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。	要	—	—	サービス種別や新規事業所などについて考慮した上で、事業者を選定し、検査等を実施しています。また、受託者からの報告を受け、指摘の多い事項について、集団指導やホームページにおいて、全事業所への周知を行っています。	整理済み
77	チャージャー じゅう課	13 119	意見 【No.30 地域ふれあいデイサービス業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて 当該事業のサービスが必要とする人が当サービスの存在を知っていない場合は、利用することができず、サービスの存在を知っていたとしても、サービスを利用していない「原因」などを把握しなければ、今後、当該事業の目的である「生きがいのある生活を支援」することの達成が限定的なものになると思われる。 さらに、受託者の当該事業に関する平成27年度の「サービス区分資金収支計算書」では、事業活動収入60,848,700円に対して、事業活動支出は663,340,278円、事業活動資金収支差額は▲491,578円となっていることについては、受託者から提出された資料により把握できているはすであるが、支出超過の「原因」を把握していない。 よって、当該事業の目的及び必要性を踏まえて、主として記についての現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。	要	—	—	介護予防・日常生活支援総合事業のパンフレット及び広報誌等にて、周知啓発を実施したほか、入・退会カードを作成し、参加者の年齢、性別等の現状把握を行っております。今後は、モデル的に市で養成した介護予防リーダーを配置することにより、プログラムの検討を図り、新規参加者及び男性参加者の増加に取組んでまいります。予算見積りの際にも、事業における収支については、予算執行についても適宜受託者と十分検討する点にも、予算執行についても適宜受託者に確認をとるなど適切な執行管理を行ってまいります。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分	
78	チャージャー じゃ課	13 122	意見	【No.31 那覇市地域包括支援センター業務委託】 ○「請求書」の日付の取扱いについて、見直しを検討されたい。 今回監査対象となった受託者12者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡がそれぞれ別の事業者であるはずの両者の請求書の日付が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を届け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。担当部署の回答は、「ご指摘のとおり、事務処理の上の都合で日付を空けていたことは委託先への負担になるため適当ではないと認識しております。そのような原因として、検収に時間をかけすぎているのか、業務過多による影響があるかを課内で検討したいと思います。」とのことである。	要	—	—	担当者が業務過多に陥らないよう、平成29年度に入り事務分掌を改め直しました。また、検収・請求処理に時間をかけ過ぎないよう、複数人で処理するようしました。これにより、以前より処理が早くなりました。 請求書の日付は提出時に事業者が記入してもらい、空欄が無いように提出してもらっております。	整理済み	
79	チャージャー じゃ課	13 122	意見	【No.31 那覇市地域包括支援センター業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい。 当事業の目的の達成度に対する担当部署の回答は、「サービスが低い地域包括支援センターは無く、委託事業としてはば達成できている」と思っております。とのことであった。 しかし、その一方で、当事業により委託設置された地域包括支援センターの職員の定着率が低いのは12先中40%ほどであり、あまり良いものと言えない状況である。 当事業のように、主に人の手によって提供されるサービスの場合、そのサービス提供者の職員の定着率が低い場合、今後も引き継ぎ、適切なサービスが提供されない恐れがある。 よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、主にな記についての現在の事業目的の達成状況を検証し、職員の定着率が低い「原因」についてさらに掘り下げて、受託者と必要な対応を協議し、段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。	要	—	—	—	地域包括支援センター業務及び運営に関する評価を年1回実施し、受託法人と協議の場を持ち、改善につなげるようになります。(平成28年度評価を受託法人へ送付。(平成29年6月28日)) 新たに追加された業務(認知症対策、総合事業対応等)については、人員を増加し、業務の負担軽減を図りました。今後、も適切なサービスが提供されるよう改善を行ってまいります。	整理済み
80	障がい福祉課	126	意見	【No.32 那覇市ワット付きバス運行業務委託】 ○サービスの不足感 利用者からの事前予約受付で断る場合があるため、利用者の延べ人数に合わない利用希望者がいる。担当部署は、サービスの不足感があることは懸念しているが、どの程度、予約受付を断っているのかの実態を把握していない。 当事業の目的及び必要性を踏まえて、委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数などを把握し、上記の「サービスの不足」といって「課題」の「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。	要	委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数を把握(点検)し、サービスの不足感解消に向けて、利用条件の見直しなど、改善に努めます。	平成29年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中	

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番 号	指摘 区 分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処理 区 分
81	障がい福祉課	16 126	意見	【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○契約額変更の見直しについて これは、委託者が当サービスに利用するために所有しているバスが老朽化しているため、H27年度で買い替えるを見込んでいたが、買換えてできなかったことによる減額である。 しかし、「予算執行向書」には「第2回目の支払いを実績に基づき精算する。」との記載があるのみで、上記の理由が記載されていない。 よって、決定された「契約額」を変更する場合には、変更となった理由について明記することが望ましい。	要	—	—	平成28年度より、「契約額」を変更する場合には、変更となった理由について具体的に明記し対応しています。	整理済み
82	障がい福祉課	13 126	意見	【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい。 外部監査で把握できる限られた情報からはどの水準が適切な契約額であるかを検討できないほど、「予算」の策定の手続は、「予算額」と「決算額」の差異について「検証」が十分になされていない。 今後は、「予算額」を策定するために必要な情報を過去の実績を「検証」することによって、適切な「予算額」を策定することが望ましい。	要	—	—	「予算額」と「決算額」の差異については、予算精算の段階で過去の業績等から必要額について精査するとともに、執行段階において、見積額の変更が必要な場合は、市へ相談するよう委託先にも指導を行いました。今後も適切な予算執行に努めていきます。	整理済み
83	福祉政策課	13 129	意見	【No.33 那覇市安心生活創造推進事業業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを促されたい。 受託者から提出された「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と同日になっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。	要	—	—	受託者からの「請求書」については日付を印字した請求書とになっているか確認し、印字された請求書のみを受理することとします。 電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
84	福祉政策課	13 129	意見	【No.33 那覇市安心生活創造推進事業業務委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい。 当事業の対象となる市民は、介護が必要な者、65歳以上の者の内、見守る必要がない方(施設入所者、家族と同居、単身者など)を除いた市民であり、当事業の目的達成のため、地域の自治会が中心となって「地域見守り隊」を30結成するほか「四者意見交換会」を年3回開催することで、現状把握と「課題」共有し、改善に努めている。 しかし、事業目的達成のために活発な議論によって、以下の「課題」について認識しているが、解決できていない状況である。 「地域見守り隊」で支援対象者を「見つける」という事が一番難しい「個人情報保護の壁が立ちあはれたり、自治会に名簿を提供されないのが不満」「自治会のない、空白地域の対応」「地域コーディネーターの人材育成が不足している」 当事業の目的を達成するためには「適切なスキルを持った地域コーディネーター」の人材確保、人材教育など現在の水準を超える多くの財源が必要となるため、上記の「課題」を解決するためには、「課題」を生じさせている「原因」について、さらに踏み込んだ「抜か漏れのない」実態把握を行い、その中から「真の原因」を把握し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のため具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。	要	—	—	当事業の目的である「抜け漏れない実態把握」につきましては、地域見守り隊の結成促進に地域コーディネーターが関わり、年齢を問わず見守りが必要な対象者や、自ら困りごとを発見できない対象者の困りごとの個別相談・支援を行うことで、機動的な課題を捉える世帯や制約の問題等の実態把握や働きかけを行っています。 また、当事業を遂行するためには、コーディネーターの育成が重要と考えており、自治会や民生委員児童委員との連携、両者を結びつけるノウハウや見守り活動の必要性を住民に周知する方法等、現場の〇JTを中心にコーディネーターの育成に取り組んでおります。 今後につきましては、地域見守り隊を結成した後、コーディネーターのフォローのあり方を、含め、見守り活動の実態把握、対象者の個別支援の内容や課題を整理し、解決に向けて、課題を共有し、支援に必要なノウハウを明らかにすることで、地域コーディネーターのスキル向上につなげてまいります。	整理済み

(平成28年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票				処理 区分
ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
85	保健管理課	13 132	意見	【No.34 那覇市学習支援事業業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい 概算払いの契約のため、受託者から毎月提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起算日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。	要	—	—	平成29年度から「請求書」の日付については、提出の際に日付を入れて提出するように促しております。 電子メール受信通知による請求書の取扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
86	保健管理課	16 132	意見	【No.34 那覇市学習支援事業業務委託】 ○概算払いの場合の「予算執行間」の取り扱い、見直しを検討されたい。 概算払いの「請求書」、「支出命令書」とは別に「予算執行間書」が作成されており、件名「〇〇の精算について(1回目)」の書きが各支払いの回数で記載が違っているのみであるが、「起算日」、「決算日」は全て平成28年3月31日となっている。 契約締結前の「起算用紙」に記載された概算理由として「概算払とななければ人件費や物件費等の支払いが困難となり業務運営に支障をきたす」としており、受託者と締結した業務委託契約書の第4条4項「甲は、前項の委託料について、この請求に基づき、その金額の9割を限度として12回の概算払い及び精算払いにより委託料を支払うことができる」としているため、上記の「予算執行間」書の作成意義が乏しい。形式だけを整えるための検証に時間を割くことが望ましい。	要	—	—	那覇市学習支援事業業務委託の概算払いについては、那覇市会計規則第61条第1項第3号に基づいて行っています。同規則第62条第1項により概算払いの精算をしなければなりません。業務が完了した日(3月31日)をもって概算払いについて精算を行っています。 精算については、概算払い額に行う必要があり、各精算毎に精算のための起算、決裁を受ける必要があることから、現状では、法令上、会計システム上、変更することは難しいものと考えております。	整理済み
87	特定健康課	13 135	意見	【No.35 特定健康診査委託契約】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい どの市町村においても受診率が十分ではないため、後期高齢者支援金の加算・減額制度も設けられており、当期における予算の執行割合は毎年80%前後である。よって、担当部署では「生活習慣病の発症・重症化の防止」につなげ、医療費の適正化を実現するために、受診率向上のための取り組みとして「特定健康診査に関するアンケート調査」などを行っている。 受診率が4割で止まっている主な原因について、健康対策者向けのアンケートから把握した主な未受診の理由は、「仕事などで忙しい」、「面倒である」、「定期的に通院しているため」などがあげられている。 「生活習慣病の発症・重症化の予防」につなげ、医療費の適正化による財政安定の実現に向け、受診率のさらなる向上のための取り組みを検討されたい。	要	—	—	○平成29年3月に対象者配布用パンフを作成。5月には協力依頼文書を115医療機関に送付。10月末までに63医療機関へ訪問等を実施し、事業の説明や協力依頼を行いました。 ○平成29年12月に保険証(受診券付)未更新の国保加入者897人へ、平成29年12月にまちかど健診の案内ハガキを送付しました。 ○平成29年10月に協会けんぽ、連合会、労働局、那覇市の連名文書を、対象事業所数1,002か所に送付しました。また、2事業所の協力を得て、国保加入従業員向け案内文書を送付しました。 ○健康増進課にて、平成29年8月から12月末まで「健康づくりポイント」事業を実施し、ポイント獲得者を対象に抽選による景品引換を実施中です。	整理済み
88	健康増進課	13 138	意見	【No.36 4種混合ワクチン個別予防接種委託】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい 予防接種率を向上させてきているものの、担当部署と連携し、4種混合は目標の95%を達成しているが、特に感染力が強い、麻疹・風疹を予防するMRワクチンの目標達成が課題であるにもかかわらず、未だ目標を達成することができず、周知や接種勧奨が不十分という認識であるため、受託者と連携しながら予防接種率を向上させる取組を検討されたい。	要	—	—	従来から実施する対象者への個別通知に加え、平成29年度より、①乳幼児健診時等でのチラシ(当日受診できる病院)リストを記載)配布、②MR1期未接種者未接種者への接種勧奨ハガキの送付に取組んでいます。 また、③医師会と連携したかかりつけ医からの接種勧奨の強化を図るため、H29年5月18日開催の医療協議会において那覇市医師会へ協力の要請を行いました。 今後とも周知・勧奨の強化に取り組んでまいります。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分	
90	地域保健課	13 140	意見	【No.37 妊婦健康診査】 ○事業の目的達成に向けたさらなる取組の組みについて検討されたい。 ○受診者のさらなる向上のために、まずは当該事業の対象となる妊婦の人数、そのうち受診していない妊婦の人数などの「実態」を把握するだけでなく、受診率が十分でない原因を検討されたい。 その際には、親子健康手帳情報と妊婦健康診査情報とのシステム上の照合を取り入れることによる効率化を図ることも合わせて検討されたい。	要	—	—	妊婦健康診査未受診の理由については、流産や死産、転入転出も含まれます。また、妊婦判明、母子(親子)手帳交付、受診から請求、それぞれにタイムラグが存在し、限られた妊婦期間中に未受診者の実態把握や、受診率が十分でない原因検証を行うことは難しい状況にあります。しかし、母子(親子)健康手帳交付窓口では、妊婦健康診査の重要性や妊娠初期からの定期健診の必要性について、今後も継続して指導を行っています。 なお、全県的に妊婦健康診査の受診状況の把握や行政と医療機関との情報共有等について、課題となっており、現在、県を中心に、各市町村と医療機関との双方からの情報共有システムについて検討中です。	整理済み	
91	こどもみらい課	13 143	意見	【No.38.39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 今回監査対象となった受託者2者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡がそれぞれ別の事業者であるはずの両者の請求書の日付が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。	要	—	—	—	平成29年度から、業務完了後に受託業者より請求日を記載した請求書を受領しています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
92	こどもみらい課	13 16 143	意見	【No.38.39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○利用者人数に基づく契約額と、実績に基づく精算について、見直しを検討されたい。 当事業は国の「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」に基づいて実施されており、契約額については、前期の利用者人数の実績を踏まえて、要綱の別表に基づいて算定されることから、最終月の利用実績見込みなどによる精算ができないため、形式上、差額が生じている。 しかし、当事業の目的を達成するためには通常業務を適切に対応しながら、それに加えて当事業を対応できる受託者の当事業の趣旨に対する十分な理解と、当市に受託者との信頼関係がなければ、当事業を継続することは困難になる恐れがある。 よって、形式だけで判断するのではなく、「実績」を十分に把握して、「検証」し、次の予算策定につなげることが望ましい。 また、本件のように国の要綱などのルールに従わなければならない場合であっても、国の所管部署に現場の声を届け、実態に合うようなルール変更を要望されたい。	要	—	—	—	当事業においては、契約額については、前期の利用者人数の実績を踏まえて、要綱の別表に基づいて算定されることから、最終月の利用実績見込みなどによる精算ができないため、差額が生じることは把握しています。 今後、この指標のよさに「実績」の十分な把握と、今後の見直しについて「検証」を行い、当事業の受託者に係る負担を軽減が図れるよう国、県へ要望していきたいと思います。	整理済み
93	こどもみらい課	16 143	意見	【No.38.39 乳幼児健康支援一時預かり事業委託料】 ○「見積書」に基づいて契約額が決定されるルールの「見積書」について、見直しを検討されたい。 国などのルールに基づいて、利用者人数などで契約額が決定される事業の委託契約について、受託者から「見積書」を提出しても必要使用について十分に検証して、提出を不要にしても支障がないのであれば、受理受託者にとっての「見積書」の作成、提出、当市によって「見積書」の受理、内容確認などの業務負担を軽減することが望ましい。	不要	当事業における業務委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約であることから、本市における契約等に関する事項を規定する那覇市契約規則第23条第1項第1号の規定により受託者から見積書を徴しています。 また、当事業における支出負担行為において、支出予定額を確定する上でも見積書の提出は必要と考えます。	—	—	—	

(平成28年度)					外 部 監 査 措 置 票					
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分	
94	文化財課	12 146	意見	【No.40.58 御細工所跡緊急発掘調査事業委託】 ○業者選定方法の妥当性 「発掘調査業務では、専門的な技術や経験が求められることから、「埋蔵文化財発掘調査の民間発掘調査関係組織への外部委託にあつた」の基本方針」に定める要件を満たす業者に委託する必要があるため「指名競争入札を行ったことである。 当該基本方針に定める要件を一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか、事前に十分検討された」とい。	要	—	—	発掘調査業務については、平成29年度から制限付一般競争入札で実施しております。	整理済み	
95	建築指導課	13 148	意見	【No.41 平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託】 ○予定価格の事前公表 事前公表した理由については「予定価格を事前に公開し、関係者等から聞き出して、公正を期しようとする等の不正な行為を未然に防止するため、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領第5条第2項により入札執行前に公表するものとして定められていることから、当該事務取扱要領の趣旨に鑑み当該業務においても予定価格を公表することとした」との回答であった。 建設工事等に関しては、上記取扱要領により予定価格は事前公表するルールとなっているが、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。 予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合があるが、今回は最低制限価格を設定しており落札率は高止まりしていないが、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。	要	—	—	—	本件業務委託につきましては、不正な行為の未然防止が必要と判断し、予定価格の事前公表を行いました。 今後は、事前公表による弊害が生じると判断した場合、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。	整理済み
96	建築指導課	13 148	意見	【No.41 平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託】 ○予定価格の事前公表 「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要領」には最低制限価格の設定方法、その範囲の上限下限も規定されている。今回の入札では予定価格のほか、最低制限価格を設定する旨も公告されているため、すべての入札者が予定価格の6/10から8/10の範囲で入札することになり、積算能力の低い業者が応札することとなり、積算能力の低い業者が公表したことによる弊害が生じる恐れがあり、事前公表のあり方について検討されたい。	要	—	—	—	入札の際に入札金額とその内訳書の提出を義務付けており、積算能力の低い業者の参入の排除を図っております。今後引き続き同様な対応を行ってまいります。	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
97	都市計画課	13 150	意見	【No.42 平成27年度那覇市景観形成行動計画推進業務委託】 ○予定価格の事前公表 事前公表した理由については「予定価格を事前に知らずとする不正な行為を未然に防止する趣旨より」「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条により、事前公表するものと本市では定められていることから、当該業務においても予定価格を公表しております」との回答であった。 建築工事等に関しては、上記取扱要領により予定価格は事前公表するルールとなっているが、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。 予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では落札率が97.6%と高止まりしており、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。	要	—	—	本件業務委託につきましては、不正な行為の未然防止が必要と判断し、予定価格の事前公表を行いました。 今後は、事前公表による弊害が生じると判断した場合、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。	整理済み
98	地籍調査課	12 152	意見	【No.43 那覇市首里金城4丁目・察多川4丁目の一部地籍調査業務委託(P・G工程)】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 指名競争とした理由は、「当該業務には測量士・土地家屋調査士の資格を有する者が必要なため」とのことである。 入札に際し一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。 指名業者選定委員会においても同様の指摘があり、28年度からは同内容の契約について制限付一般競争入札が実施されている。27年度も一般競争入札ができなかったであり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定められている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。	要	—	—	平成28年度当初からは制限付一般競争入札で実施しております。	整理済み
100	花とみどり課	12 154	意見	【No.44 平成26年度松山公園展示設計製作業務委託】 ○結果公表のルール 募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページに掲載したところ、審査結果は確認できなかった。これに関しては、「当時のホームページには掲載していたが事業完了後に掲載を終了した」との回答であった。那覇市では過去6年程度の「お知らせ」についてはホームページ上で閲覧できるようにしており、審査結果についても、公表ルールを定めて適切に運用されたい。	要	—	—	結果公表につきましては、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に準じて対応していきたいと考えます。 今後結果公表のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えます。	整理済み
101	花とみどり課	154	意見	【No.44 平成26年度松山公園展示設計製作業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 審査要領の選定方法について「委員は、評価点の合計を参加者ごとに単純集計し、1位及び2位を選定する。順位を1位とした委員の数が多い順に、優先交渉者1名及び次点者1名を選定する」と規定している。この方法だと、低い評価をした委員の意見が反映にくく、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお今回は、配点で評価しても結果は同じであった。評価基準の見直しを検討されたい。	要	—	—	プロポーザル方式の評価基準については「指定管理者制度に関する運用指針」で示されているものであります。 今後評価基準等のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えます。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
102	花とみどり課	16 154	意見	【No.44 平成26年度松山公園展示設計製作業務委託】 ○契約変更の妥当性 履行期限を平成27年3月31日から9月30日に183日延長している。 延長理由は、「設計を進めるにあたり、専門家や地域関係者を吉ひばり委員会において意見を収集しており、展示計画を決定するまでに当初計画以上の時間を要したため」となっている。また、別件の本体工事の遅れにより現場への展示物の搬入・設置が遅れたことも一因である。 変更契約の際は、補正予算に計上し議会の承認を得て繰越明許費として次年度の支払いを可能にしていた。 前工程の遅れがあり年度内に業務が完了しないことがあらかじめ判明していたのであるから、契約締結時に債務負担行為として契約はされない。 【No.45 那覇市住環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○結果公表のルール 募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページを閲覧したところ、審査結果は確認できなかった。那覇市では過去6年程度の「お知らせ」についてはホームページ上で閲覧できるようにしており、審査結果についても、公表ルールを定め適切に運用されたい。	要	—	—	年度内に業務が完了しないと判明しているものについては、国や県、市の企画財務部と協議し、予算の債務負担行為等の手続を行うことにより適正な履行期間での契約に取組みます。	整理済み
103	建設企画課	12 157	意見	【No.45 那覇市住環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 審査要領の選定方法について「順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を第一位とする」と規定している。 この方法だと、低い評価をした委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお、今回は、配点で評価しても結果は同じであった。	要	—	—	結果公表につきましては、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に準じて対応していきたいと考えております。 今後、結果公表のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えております。	整理済み
104	建設企画課	13 157	意見	【No.45 那覇市住環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 審査要領の選定方法について「順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を第一位とする」と規定している。 この方法だと、低い評価をした委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお、今回は、配点で評価しても結果は同じであった。	要	—	—	プロポーザル方式の評価基準については、「指定管理者制度に関する運用指針」で示されているものであります。 今後、評価基準等のあり方については庁内の動向等を踏まえ、対応を行っていきたいと考えております。	整理済み
105	建設企画課	16 157	意見	【No.45 那覇市住環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託】 ○契約期間変更の妥当性 履行期限を平成28年3月25日から3月31日に6日延長している。 「那覇市住宅ストック活用モデル事業」は準備期間が短く、マッチング事例を発表するシンポジウムが開催できなかった。そこでモデル事業の効率や啓発に向けたリーフレットの作成業務に内容を変更することになり、契約期間を延長している。 契約期間変更はやむを得ないが、モデル事業についての周知不足が原因と考え、契約期間の終期に間に合うように、スケジュール管理を適切に行っていたきた。	要	—	—	平成28年度より、業務委託の早期発注に取組み、スケジュール管理を適切に行ったことで、契約期間内に業務を完了することができました。 今後も早期発注に努め、スケジュール管理を適切に行っていきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分	
106	公園管理課	12 160	意見	【No.46 平成27年度緑ヶ丘公園樹木剪定業務】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 那覇市契約規則第18条では「なるべく5名以上指名するものとする」があるが今回は7社を指名しており、指摘事項はない。 指名競争とした理由については、指名競争入札理由書によると、「市街地での剪定業務は経験が重要なことから、一般競争入札によると履行能力のない者が参加する可能性があるため」としている。 一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。	要	—	—	剪定業務の発注の在り方が、法令で定めている要件を満たしているか十分検討したところ、制限付一般競争入札にて業者の選定を行っても、業務内容の要件を満たすことが可能だとの結論に達しました。 よって、今年度から制限付一般競争入札で実施しております。	整理済み	
107	道路管理課	12 162	意見	【No.47 平成27年度街路樹維持管理業務委託(その1)】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 指名業者は5名以上と契約規則にあるが、10社を指名しており問題ない。 那覇市内を2エリアに分割し、エリアごとに10社を指名しそれぞれ指名競争入札している。全エリアを1社に委託した場合、倒産等のリスクに対応できないことから2エリアで分割発注しているとのことであり、特段指摘事項はない。 指名競争入札とした理由は、街路樹の剪定には一定の技術が必要だが、那覇市内には当該業者が20社程度しかいないため、一般競争しなくとも上記のように指名競争入札することで一定の競争原理が働くためとしている。 一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。	要	—	—	制限付一般競争入札方式による業者選定の検討を行い、平成29年度街路樹維持管理業務委託より、同方式による契約を行っています。	整理済み	
108	道路管理課	13 162	意見	【No.47 平成27年度街路樹維持管理業務委託(その1)】 ○予定価格の事前公表 事前公表した理由については、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条に準じて事前公表しているとの回答であった。 予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では応募者数も多かったことから落札率は高止まりしているとは言いえないが、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。	要	—	—	—	当該業務は那覇市道の街路樹等に関する管理(剪定・除草・撤去等)であり、業務の性質としては建設工事等に近い内容であります。 過去2年間(平成25年度、26年度)の入札結果を見ると、全(4件とも)88%の落札率となっており、ある程度の競争性が高いといえるものと考えられます。 今後は、入札状況を注視しつつ、事前公表による弊害が生じると判断した場合は、不正行為の未然防止も考慮しながら予定価格の事前公表について対応していきます。	整理済み
109	道路管理課	16 162	意見	【No.47 平成27年度街路樹維持管理業務委託(その1)】 ○契約期間の妥当性 委託期間は、平成27年5月20日～平成28年3月22日となっている。空白期間のトラブル(街路樹が電線に架かる等)も想定されることから、契約期間の見直しを検討されたい。	要	—	—	—	平成29年度街路樹維持管理業務委託からは、平成28年度に債務負担行為を設定して契約を行い、委託期間を4月1日から翌年3月31日までとしています。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
110	道路建設課	13 165	意見	【No.48 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい 受託者から提出されている「請求書」について、日付が主書まで記入されており「支出命令書」の起票日と全く同じとなっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者から「請求書」の日付を空欄にした「請求書」を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入した恐れがある。 なお、上記の点について、本件の担当部署の回答は「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありませんが」「本市には、業者が提出する文書の日付はワープロで記入するというルール等はありません」とのことである。 しかし、現状の取扱いについて、包括外部監査を通じて疑問があったにもかかわらず「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありません」という過去の「原因」に何の疑問も持たずに、十分な検証も実施せずに「今後は、請求書等の日付はワープロで記入し提出するよう業者を指導したいと考えております。ど安直な対応策を提示することから推察するに、PDCの意識が十分ではなく、「以前から引き継いできた業務」の内容などに疑問を持たず、場当たり的に対応しているように感じる。	要	—	—	日付が空欄の請求書は受理せず、受託者に対し、活字又は相手方の主書まで記入し提出させて受理します。電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
111	道路建設課	16 165	意見	【No.48 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】 ○用地境界立会のクレーン対応について見直しを検討されたい 地主及び隣接地主による苦情として、「公園に基づいて把握していくが地主本人の認識が曖昧なものによるもの」や「受託者には法令に基づいて許可証を交付しているが、受託者からの適切な挨拶がないもの」などがある。 本件は地主等の協力が得られなければ、事業の目的が達成されず、また、本来、受託者である当局が責任を持って行すべき事業である。 しかし、受託者に業務を実施してもらう以上、受託者が測量業務を適切に実施するように、契約書・仕様書の周知のみだけでなく、委託者として受託者が適切な測量業務がなされるように、クレーンについては適宜、受託者に伝達などすることが望ましい。	要	—	—	用地境界立会における地権者のクレーン対応については、今後は、適宜、受託者にクレーン内容を伝達します。また、委託者として用地境界立会に同行するなどの指導をすることにより、受託者が適切な測量業務を実施できるように改善します。 また、業務マニュアルも改善しました。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番 号	指摘 区 分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処理 区 分
112	道路建設課	17 165	意見	【No.48 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託】 ○土地家屋調査士資格の確認作業について見直しを検討されたい 契約に際しての確認として毎回、土地家屋調査士資格証明書を出させているが、沖縄県土地家屋調査士会から「沖縄県土地家屋調査士会 会員名簿一覧」を入手しているため、過去に当市と契約する際に資格証明書を提出している土地家屋調査士については、最新の「会員名簿一覧」を入手し記載されていることで、資格証明書の提出を省略することができると思われる。この点について、担当部署の回答は、「書類の提出については、本業務の正面契約書・出稼書の規定に基づき提出しています」、「課内で資格証明書のデータをスキャンすることは、データの入力、更新、管理等の業務が発生し、当該の業務の効率化につながるのか検証が必要と考えます」とのことである。 上記コメントに限らず、「以前から引き継いでできた業務の内容などに疑問を持ち、事業の目的を達成するための諸手続きなどについて「当該の業務の効率化につながるのか検証し、適時適切に改善することが望ましい」。	要	—	—	資格証明書には、土地家屋調査士登録証と土地家屋調査士登録証明書がありますが、契約時点での土地家屋調査士名簿への登録の確認ができる土地家屋調査士登録証明書の提出も行うこととします。 また、業務マニュアルも改善しました。	整理済み
113	道路建設課	13 168	意見	【No.49 真和志線補償物件調査算定業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており「支出命令書」の記票日と全く同日とされている。「請求書」の日付欄の記入された文字に「支出命令書」に記載された「担当者名・印」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」を受け、市担当者から「請求書」の日付を記入したおそれがある。	要	—	—	日付が空欄の請求書は受理せず、受託者に対し、活字又は相手方の手書きで記入し提出させて受理します。 電子メール受信等による請求書の取り扱いについては、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
114	道路建設課	13 17 168	意見	【No.49 真和志線補償物件調査算定業務委託】 ○関連部署との必要な業務連携について、見直しを検討されたい。 固定資産税の徴収は重要な業務であり、その一方で、那覇市の新しい財政状況がゆえに那覇市役所の職員の方々の業務負担もかなりの厳しいものだと思われる。よって、各部署の目的達成のために把握した情報であり、法律などで問題がないものであるならば、業務連携のための情報提供を行うことが望ましい。	要	—	—	補償業務の観点からすると、地権者からの合意を得るための障害（契約・調査拒否など）につながる可能性もあり、本来の目的である事業の進捗に大きな影響を与える恐れがあります。 それらを踏まえながら、業務連携について法的な取扱いに留意し、慎重に検討していきます。	整理済み
115	学校給食センター	17 172	意見	【No.51 首里学校給食センター他学校給食搬送業務委託】 【No.52 銘苅学校給食センター他学校給食搬送業務委託】 【No.53 真和志学校給食センター学校給食搬送業務委託】 【No.54 指名競争入札における業者選定方法について、透明性を高めるための見直しを検討されたい。 給食センターから配送の対象である学校までの距離、運搬料などで多少の違いはあると考えられるが、指名業者2番の入札価格は、各社の積み上げ計算だけではなく、両者がそれぞれ入札できるような価格調整が働いているように見える。 しかしながら、当事業の目的達成のためには、学校給食を適切に配送できる設備を有し、その業務を適切に実施できる事業者でなければならぬ。上記の観念が満たれないように業者選定に透明性を高めるための見直しが必要。	要	—	—	業者選定方法について透明性を高めるために、平成29年1月に実施した真和志学校給食センター学校給食搬送業務委託の入札から、搬送車両の仕様を「新車」としていた項目について、「搬送業務に使用する車両は、安全で衛生的に目的地へ搬送できる良好な状態のものとする。」として、仕様の緩和を行い、多数の業者が参入しやすいようにしました。	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番 号	指摘 区 分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区 分
116	学校給食セ ンター	13 172	意見	【No.51 首里学校給食センター他学校給食運送業務委託】 【No.52 銘苅学校給食センター他学校給食運送業務委託】 【No.53 真和志学校給食センター学校給食運送業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 契約書で「甲は、前条の委託料を別紙「支払一覽表」のとおり支払うものとする。乙は、前項の金額を請求する時は、それぞれの月分にかかると請求書を第12条の業務完了届を貼付して翌月の十日までに甲に提出するものとする。」とあるが、受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者は「請求書」の日付を記入したおそれがある。このことについての担当部署からの回答は「契約上、請求書が到達してから支払となる。請求書は郵便で送られてくるため、実際の発効日と到達日に相違が出てくる。業者との調整の上、日付を空欄にしてもいい、職員により到達日を記入している。到達後、速やかに支出命令を作成するため同日となっていることが多い」とのことである。	要	—	—	平成29年度から、業務完了後に受託業者より請求日を記載した請求書を受領しています。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
118	学校教育課	13 178	意見	【No.55 健康診断書格査料(小学校)戻検査他】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者は「請求書」の日付を記入した恐れがある。	要	—	—	請求書の日付については、記入して提出するよう、実施する事業者への周知を行いました。 請求書受領の際には、受領印により請求のあった日の明確化を図っております。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み
119	教育研究所	17 180	意見	【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○専門性が著しく高い業務の業者選定において、専門的な審査ができる者を審査員に含めるように検討されている。 非常に高度な専門的知識が必要であるからこそ外部委託せざるを得ない。当事業のような業務について、審査委員会による業者選定を行う場合には、専門知識を有し、かつ、客観的な立場で審査することのできる者も審査委員として選任することが望ましい。	要	専門的な審査ができる者として情報政策課職員も審査員に含めたものですが、より専門的な知識かつ客観的立場を要する審査を求める場合は、ICT関連団体等からの意見聴取や委員推薦などが考えられます。 仕様書作成・業者選定の際に意見を求めるなど、手法を含め検討していきます。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
120	教育研究所	13 180	意見	【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○「請求書」の日付について、見直しを検討されたい。 受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当署名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者は「請求書」の日付を記入した恐れがある。 また、担当部署の回答によれば「請求書の送付自体は月初めに受託事業者から送付されます。日付は翌日付でお願いしています。速やかかつ正確な予算執行の観点から、受託事業者との調整のうえでのような方法を取っておりますが、この指摘については真摯に受け止め、改善していきたいと思えます。」とのことであった。	要	—	—	請求書への日付記入については、請求書受領の際にもれのないよう注意しております。委託業者に対しては、請求書送付の際は日付記入を行なうよう周知を行いました。 電子メール受信等による請求書の取り扱いは、庁内の動向を見ながら対応していきます。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	改 善 措 置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
121	教育研究所	13 17 180	意見	【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】 ○事業による効果測定等の「検証」を踏まえた予算策定を検討されたい。 当事業のようなシステム基盤など直接的に効果測定が できない事業については、努力向上の効果は当事業 の1つによるものであるが、それ以外のものによるもの なのかは明確に測定することは難しいと思われる。 しかし、「ネットワーク運用(安定性や使いやすさなど) に関する効果検証やアンケートは実施していない」との ことであり、当事業が費用に対して適切な効果を得てい るのかどうかの「検証」が行われていないため、委託契 約後の運用状況を適切に「検証」することが望ましい。	要	—	—	—	今後は、同業種についてご意見にあるように、アンケートの 実施やシステムドローンの回数、対応状況等の調査を実施す るなど、運用状況の検証が行えるように改善いたします。	整理済み
122	生涯学習課	13 186	意見	【No.59 那覇市読多川図書館業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 選定基準では審査方法を「順位を第1位とした 委員が最も多い団体を委託予定候補者に選定する」と 規定している。 この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映 しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される 可能性がある。 今回は、応募者が1者のみであったことから結果に影 響はなかった。 評価基準の見直しを検討されたい。	要	—	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制 度」に関する運用方針に準じて、選定基準を設けています。 今後、同様な事業を行う場合は、評価基準のあり方について 契約担当部署と協議しながら検討していきたいと考えておりま す。	整理済み
124	中央図書館	12 188	意見	【No.60.62 那覇市公民館・図書館清掃業務委託】 ○年度開始前の入札の執行について 3月に入札を実施し業者を選定し、4月1日付けで契約 を締結している。 年度開始前の入札の可否について、今後制度の見直 し等に注視し適切に対応されたい。	要	—	—	—	年度開始前の入札執行の適否については、現時点におい て法令上の解釈が定まっておらず、今後制度の見直 し等に注視し適切に対応していきたいと考えております。	整理済み
125	中央公民館	12 189	意見	【No.61 プラネタリウム番組開発業務委託】 ○業者選定方法(契約方式)の妥当性 募集要項には「審査結果は文書にて通知する」とある が、外部公開されていない、公平性、透明性確保の観 点から採点結果について公表している自治体もあり、那 覇市でも公表を検討されたい。	要	—	—	—	公表についての規定が無く、公表していませんでしたが、今 後同様な事業を行う場合は、市全体の方針に従って検討して いきたいと考えております。	整理済み
126	中央公民館	13 189	意見	【No.61 プラネタリウム番組開発業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 プロポーザル評価要領では審査方法について「主観 的評価項目の点数が86点を超えるものの中で、1位を つけた委員が多い団体を選定する」と規定している。こ の方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映し にくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可 能性がある。 今回は、応募者が1者のみであったこと、応募者の点 数が86点を超えていたことから結果に影響はなかった。 評価基準の見直しを検討されたい。	要	—	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制 度」に関する運用方針に準じて、選定基準を設けています。 今後、同様な事業を行う場合は、評価基準のあり方について 契約担当部署と協議しながら検討していきたいと考えておりま す。	整理済み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分 意見	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
127	議会事務局 議事管理課	17 191	意見	【No.63 アメカ統台下議会議事録電子化事業業務委託】 ○委託先の決定方法について 指名競争入札に際して、那覇市内に本社のある業者であることが条件の一つとされている。記案用紙においては、その理由として、「那覇市物品購入毎入札参加資格審査及び指名選定要綱」11条3項があげられている。 しかし、同条項は「物品購入契約」に関する規程であって、本件業務にこれを直接適用することはできない。無論、これを本件業務に準用すること自体が直ちに不当となるわけではないが、現に3回指名競争入札をしても予定価格を満たす入札者がいなかった事実を鑑みると、地理的条件を緩和し、広く市外業者、県外業者からも参加を募ることを検討すべきである。	要	—	—	当該事業に必要な要件を備えているか、市内・準市内・県内業者に調査を行い、その内要件を備えていた業者14社を指名選定し、入札(H29.6.2)を実施いたしました。	整理済み
128	出納室	13 17 193	意見	【No.64 那覇市歳入金の納付済通知書案による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収集する業務の委託】 ○指定金融機関に委託することの必要性 そもそも指定金融機関に委託すること、指定金融機関以外からも見積を徴取し、金額の妥当性を裏付けることが望まれる。	要	—	—	当該業務は、指定金融機関の業務である現金と納付済通知書の金額を照合する作業と密接に関連しており、 ①個人情報開示事故発生時の観点 ②事務の効率化の観点 から指定金融機関に委託しているところであり、委託金額につきましては、協議の上、定めているところですが、他市の状況も勘案していきます。	整理済み
129	出納室	13 193	意見	【No.64 那覇市歳入金の納付済通知書案による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収集する業務の委託】 ○個人情報開示の取り扱いについて 本件業務は再委託がなされているところ、市民の大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報開示事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報開示記録した媒体及びその複製物を破壊し、目的の管約書を委託先及び再委託先から徴取する、市の職員が再委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有効と考える。	要	—	—	委託先である指定金融機関の検査の際に、個人情報開示の取り扱い状況につきましてもチェック項目として取り入れていくべき。	整理済み
131	上下水道局 料金サービス課	13 196	意見	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○プロポーザル方式の評価基準 実施説明書には選定方法について以下のように規定している。 委員ごとに決めた参加事業者の順位において、最も多くの1位となった参加事業者を受託事業者を選定する。この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。 なお今回は、配分で評価しても結果は同じであった。評価基準の見直しを検討されたい。	要	—	—	受託事業者の選定方法については、本市の「指定管理者制度」に関する運用指針を準用したものであります。 今後、評価基準等のあり方については全庁的な取組が必要と考えられており、関係各課と協議しながら検討していきたいと考えております。	整理済み
132	上下水道局 料金サービス課	12 196	意見	【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○結果の公表ルール 結果要項によると、「審査結果は参加者に通知する。参加者から非決定の理由を求められた場合、委員ごとに決められた参加者の順位を前面で回答する」とある。公平性、透明性確保の観点から採点結果について公表している自治体もあり、審査結果についても、公表ルールを定め、運用されたい。	要	—	—	本局のプロポーザル結果の公表については、独自で要領を定め行っておりますが、今後はプロポーザルにおける公表ルールも含めた運用について全庁的に取組む必要があるものと認識しており、関係各課と協議していきたいと考えております。	整理済み

(平成28年度)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
133	上下水道局 下水道課	13 199	意見	指摘事項又は意見の内容 【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委託(その1)】 ○予定価格の事前公表 競争入札に当たり、予定価格を事前公表している。事前公表した理由については、「事前公表しないと予定価格を知ろうとして不正が起きる可能性があるため、不正防止の観点から事前公表している(那覇市契約規則逐条解説)」上の回答であった。」 予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では入札率が97.5%、97.7%と高止まりし、事前公表することの弊害が表れており、事前公表の適否について見直しを検討されたい。	要	—	—	入札時における不正な行為を未然に防止するため、今後も予定価格を事前公表したいと考えております。なお、競争性が確保されないなどの弊害が生じましたら、事前公表の適否について検討していきたいと考えております。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成27年度テーマ】

公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	80	改善の必要性	処理区分	件数
26		要	処理済み	9
			取組中 (A)	17
			未措置	0
		不要	－	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
54		要	整理済み	31
			取組中 (A)	19
			未措置	0
		不要	－	4

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数	36	改善の必要性	処理区分	件数
17		要	処理済み	8
			取組中(A)	9
			未措置	0
		不要	－	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
19		要	整理済み	17
			取組中(A)	2
			未措置	0
		不要	－	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度包括外部監査に対する改善措置票

＜指摘事項等の用語の説明＞

「実在性」・・・現象に存在しているか、登記がなされているか、
「権利・義務の帰属」・・・権利関係に問題は生じていないか、契約書等の作成はなされているか、不法行為等は存在しないか、
「開示の適切性」・・・台帳記載は適切にされているか、区分は適切か、現状は市民に明らかになっているか、
「評価の妥当性」・・・目的に見合った有効活用が図られているか、経済性を考慮して活用が図られているか、
「管理運営の妥当性」・・・主として施設（建物）について、運営状況に問題はないか、維持管理費用は適切であるか、

＜指摘事項等の凡例＞

○・・・問題なし・適切である
×・・・問題あり・適切でない
△・・・問題ないが留意すべき事項がある、または疑わしい状況
－・・・該当なし・評価の対象外

＜改善措置の記載について＞

(1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
(2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
(3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
(4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。
(5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「要」と記載されます。また、改善すべきだとされているものの、取り組みだ結果対応することや検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。
(6) 「取組中」となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(平成27年度)											
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	管財課	47	指摘事項		○土地の現状把握が極めて不十分である。 監査において、現地視察を行った結果、問題点が多く発見されている。従来から、現地調査を行っておれば、行政としては事前に、十分把握検討できたはずであり、この点に関して、怠慢の諷を免れない。したがって、今後はすべての公有財産について、現地調査が必要である。また、すべての有償・無償貸付地の賃貸借契約書の確認や賃料の妥当性など再確認する必要がある。なお、監査の際、土地の取得経緯が不明なものも数多くあった。理由として考えられることは、戦災や、市庁舎の移転、システム移行時の影響、異動に伴う業務引継などの影響が考えられるが、現状のまま、放置しておいて良い訳は無く、可能な限り調査を進めるべきである。また、既述したように、発生主義に基づく会計整備にあたり、「固定資産台帳」の作成は必須事項であり、この点に關しても、土地の現状調査は極めて重要である。 ○公有財産全般に対する市の手続き(内部統制)上の問題点の洗い出しと改善 公有財産台帳上への記載漏れや記載誤りなど、公有財産の取得から処分に至る市役所内部の手続き上の整備や運用状況に不備があるため問題点が生じている実態も明らかになっており、公有財産に関する内部統制全般の見直しが必要である。	H28	要	土地の現状把握につきましては、現在、本市の所有する全土地について、登記簿及び地籍併台図等を取り寄せて確認作業を行っている状況です。 また、これまでも現地調査に努めておりますが、敷が膨大であり職員の数も限られていることから、全ての現場を確認するには、時間を要すると考えられますが、今後は、台帳整備と並行してできる限り現地を調査し、現状把握を行っていきたいと考えております。 また、賃貸借契約書等につきましては、関係課への確認、保管文書等の再確認等を行い、契約更新漏れ等が起らないよう、にしていきたいと考えております。	平成30年度	市有地登録件数は約22,000筆。 資産税課保有データ(登記情報)との突合の結果、町界町名変更や地籍調査による地籍の変更、地目の不一致等による内容の相違がありました。 そのうち、町界町名の変更の修正は完了しており、残りの不一致部分については、所管課への現況確認や資料収集を行い修正しています。	取組中
2	管財課	48	指摘事項			H29	要	引き続き、台帳の相違点を修正していきます。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
						H28	要	現在登録されている公有財産につきましては、今年度新たに作成する固定資産台帳整備に合わせ、関係部署への再確認を行っていきます。 また、新たに発生する資産について、台帳への記載漏れや記載誤りを起こさないよう、関係部署への研修会開催並びに、条例、規則、事務取扱要領等の周知徹底を図ってきたいと考えています。	平成30年度	新たに発生する資産について、台帳記載時の漏れを防止するため関係部署へ研修会を行う予定でありましたが、見直しを行い、管財課において入力を行うことが漏れを防げるとの考えから研修会は開催せず、条例、規則、事務取扱要領等の周知を行いました。	取組中
						H29	要	台帳登録依頼の注意点や取得から処分までの流れ図(フロー図)を作成して、考え方を整理していきます。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成27年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
5	管財課	54	指摘事項	○公有財産管理の現状及び今後の整備・運用について過去からの入力作業等の不備から、最終的に公表される数値を集計する際には公有財産台帳は利用していないことである。 不適正な管理を改めるためには、公有財産の管理方法に際して内部統制を整備し、台帳に登録されている土地・建物の現地調査(実在性)の状況や台帳に記載漏れが無い(網羅性)を重んじる必要がある。また、公有財産台帳の整備にあたっては、取得経緯や取得金額等が把握できない箇所が多くあり、管理権限(所管外事務)とは異なるケース)などの関連から、管財課のみによる整備には限界があると思われる。今後は、新地方公会計制度への移行に伴い、固定資産台帳を整備する必要があるため、プロジェクトチーム等を整備するなどして、管財課においても他の部署との連携を図る必要がある。 公有財産は、市民の税金等を財源によって取得されたものであり、適正な管理が求められることを、改めて、全体的に意識を高めることが必要であり、かつ、そのような組織風土を構築しなければならない。	H28	要	今後は、全庁体制で協力が必須となる固定資産台帳整備において、関係する職員のことを統一した上で、重複登録した財産や登録漏れがないか再チェックしたいと考えております。 また、台帳を整備するにあたり、関係する部署の管理者や構成する委員会を設置し、台帳整備の必要性と統一した作業手順の考え方を浸透させていきたいと考えております。さらに、整備後に取得した財産の登録と重複登録・登録漏れが起きないよう、関係部署への周知徹底を図り、適正な管理運営を行っていききたいと考えております。	平成30年度	固定資産台帳整備にあたっては、関係する部署の職員に対して説明会を開催して情報の共有を図り、台帳整備を進めていきます。	取組中	
6	管財課	54	指摘事項	○業務マニュアルの作成及び後任者への適切な引き継ぎ指導 業務を遂行するにあたり、業務マニュアルが存在しないことから、職員の異動に伴う適切な引き継ぎ作業が行われていないおそれがある。因に今回、固定資産台帳を整備しても、適切に内部統制が運用されなければ、近い将来、再び固定資産台帳が使用されないものになってしまうおそれがある。担当者間の業務の引き継ぎが適切に行われるように、業務マニュアルの作成や後任者への適切な指導が必要である。	H29	要	固定資産台帳整備と並行して、公有財産台帳についても引き継ぎデータを精査・修正していきます。また、登録や報告手順等についても、マニュアル整備が整いつつ、全庁へ周知していきます。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中	
7	管財課	54	指摘事項	○チェック体制の整備と業務の不効率性の解消 管財課は、現在、エクセルデータを基に最終的に公表される数値の集計作業を実施し、公有財産を管理している者が、手続が適切になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に防止する観点からも、エクセルデータも合わせてダブルチェックする必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの間で登録作業が行われており、業務の不効率性が目立っているため、業務内容を改善する必要がある。	H28	要	手続のチェック体制については、財産登録担当(主、副)2名を担当として業務に行い、ダブルチェックを行うよう体制を整えていきます。 データの登録については、今年度予定している固定資産台帳整備作業に合わせ、正確な数字を把握した上で、システムによる集計管理ができるように整備していきたいと考えております。	平成30年度	複数人でダブルチェックをする体制としました。データの登録については、基礎となる既存の台帳情報に誤差があったため、データ内容を精査してシステムによる一括処理ができるよう整備を進めています。	取組中	
16	管財課	72 74 93	指摘事項	B1:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B2:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B3:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B4:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。	H29	要	引き続き、複数人によるチェック体制を継続した上で、システムによる集計管理ができるように調整していきます。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中	
20	管財課	72 74 100	指摘事項	B1:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B2:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B3:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B4:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。	H28	要	①指摘を受けて、現在、賃貸借契約を締結することで進めます。 ②賃料についても、指摘を受けて那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)に規定する賃料とします。	平成30年度	占拠物を所有する団体を特定したため、撤去指導を行い、また、撤去指導を行いました。	処理済み	
20	管財課	72 74 100	指摘事項	B1:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B2:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B3:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。 B4:那覇市東武庫(中道風への買付地) 財政分譲南風通戸状帳(その廃止が持たれる状態を含む)を解消すべきである。	H29	要	引き続き、賃貸借契約等について調整し、条件が整えば売却手続を進めていきます。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中	

(平成27年度) 外部監査改善措置票置票

1567

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
61	管財課	73 75 150	指摘 75 事項	D16:那覇市松川2丁目106番3(那覇市松川(休林地)土地の賃貸借契約が必要であれば、直ちに契約締結を行うこと (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	H28	要	指摘のある県の計開報については建設省用地に設置されていることが確認できました。 ①同地については、河川沿いの隣接な土地であります。隣接地主へ売却等の交渉を行っていきたくと考えております。	平成30年度	指摘のある県の計開報設置場所には市有地ではなく、建設省用地であるため、賃貸借契約を行う必要はありませんでした。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
3	管財課	48	意見	○「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを常に主眼に置くべきである VFAM(Value for Money)「支出に見合う価値」とされ、投入した資金をできるだけ価値のある形で使っていくことを考え方をベースとして、市は、未利用地についての売却の可否や維持管理費の妥当性について、改めて検証する必要がある。	H28	要	公有財産の運用については、効率的な使用を行うことを念頭に業務を行っているところです。 また、未利用地の中には極小地や立地条件が悪く利用できない土地もあるため、「那覇市公有財産規則」、「那覇市公有財産の利活用及び処分に関する要綱」を踏まえ、再度関係部局と調整していきたくと考えています。	平成30年度	売却可能な未利用地については、公売を実施し売却していただきます。 売却が困難な未利用地については、一時貸付等により有効活用を行う一つ、売却の要件が整った時点で公売により売却を行っていきます。	処理済み
15	下水道課	72 74 86	意見	A4:那覇市牧志一丁目949番1次有明社ミナミ、金等グリーン株式会社、株式会社信吉組、有限会社仲宗根建設に対する貸付) 普通財産に切り替えたうえで貸し付け、公共施設を実際に建設する段階で再度行政財産に戻すという扱いをすべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	H28	要	当該用地に際する下水道法及び都市計画法上の制限並びに将来におけるポンプ場の必要性も勘案し、普通財産への切り替へと含めて適正な管理のあり方を検討します。	平成28年度 末	平成29年3月31日付で行政財産の用途を廃止し普通財産へ切り替え所管を上下水道局総務課へ移管しました。 なお、移管後は、総務課にて活用(貸付)を行い、ポンプ場建設計画が確定した時点で、再度行政財産に戻します。	整理済み
17	管財課	72 74 95	意見	B2:那覇市吉里真和志町一丁目7番(沖繩県への貸付地) 県へ譲与すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	H28	要	守礼門に隣接する場所のため、今後、沖縄県側と売却、交換等を含め、調整していきたくと考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等」に関する条例に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきいます。	整理済み
19	管財課	72 74 98	意見	B3:那覇市前島三丁目25番(三栄冷蔵株式会社への賃貸地) 賃貸借契約の条項に、反社会的勢力排除条項、有害化学物質の製造・使用等に関する条項を盛り込むべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	H28	要	反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。 有害化学物質の製造・使用等に関する条項につきましては、他市の状況等も確認しながら検討していきたくと考えております。	平成30年度	反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。 現賃貸地においては、他にこのような状況がないことから、有害物質の条項については、個別に対応していきます。	整理済み
24	管財課	72 102	意見	B6:那覇市古波蔵四丁目402番3、4(旧那覇市古波蔵ふれあい館) 有効活用の方法がないのであれば、本件土地を売却することも検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	H28	要	当該については、現在利活用等が確定していないため、活用方針が決定し次第対応していきたくと考えております。	平成30年度	公有財産利活用及び処分に関する要綱に基づき整理していきいます。	整理済み
29	管財課	72 74 107	意見	B9:那覇市津町一丁目1番17、18(一部、一丁目2番28、29(沖繩県への貸付地)) ①各土地を行政財産に分類し、行政財産として貸し付けるべきである ②各土地は、県への譲与を検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	H28	要	①【改善の必要性は不要】当該については、あくまで県へ貸付けているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考えるべきです。 ②【改善の必要性は要】売却、交換等を含め、今後、沖縄県側と調整していきたくと考えております。	平成30年度	①については、あくまで県へ貸付けているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考えるべきです。 ②については、「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等」に関する条例に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきいます。	整理済み
32	こどもみらい課	72 74 111	意見	B11:那覇市吉里石塚町3丁目227番(城北保育所施設利用地) 市保育所の権利の見直しが必要ではないか (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	H28 H29	要 要	賃貸料の見直しについて、調査検討します。 賃貸料の見直しについて、調査検討します。	平成30年度 平成30年度	賃貸料の見直しの必要性も含めて検討しております。 (検討後、その内容が記述されます。)	取組中 取組中

(平成27年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票			如 理 区 分
ID	所 管 部 課	届 出 番 号	指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	
35	管 財 課	72 74 116	G1:その他那覇連合教育区 沖繩県が一括で管理した方が効果的かつ効果的な利活用が可能 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	要	県立高松用地として貸付けている当地の管理の方法等について、今後、県教育庁側と調整を行っていきたいと考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきます。	整理済み
44	管 財 課	73 75 130	D3:那覇市曙2丁目7番30(雑地) 跡地への無償譲渡等も含め検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	要	現状及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討していきたいと考えております。	平成30年度	現状及び取得経緯について確認中です。	取組中
45	管 財 課	73 75 131	D4:那覇市宇安衛228番7、那覇市宇安衛228番9(道路) 無償処分も含めて検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	要	現状を確認しましたので、対処方法について検討します。	平成30年度	土地の交換も含めて交渉してまいります。	整理済み
47	管 財 課	73 75 132	D5:那覇市久茂地3丁目100番1(県道の一部) 県が一括管理した方が効果的かつ効果的な利活用がなされる (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	要	県道(一級河川)として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたいと考えております。	平成30年度	H29.4 売却交渉に向け資料を取り寄せたところ、同土地は二項道路扱いとなっており、処分できない土地であることが判明しました。 処分は難しいため、台帳に記録を残して管理していきたいと考えています。 【二項道路】狭あい道路に面して建物を建てる場合は幅員4mの道路にすることが義務付けられています。	整理済み
55	管 財 課	73 75 141	D10:那覇市牧志1丁目123番24、那覇市牧志1丁目123番28、那覇市牧志1丁目123番31(牧志一級河川) 県に對する無償貸付については、土地の交換、寄贈等も含め、効果的かつ効果的な運用を検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたいと考えております。	平成30年度	平成29年1月に市道認定されましたので、今後は那覇市道として適切に管理してまいります。	整理済み
57	管 財 課	73 75 143	D12:那覇市宇真地275番地6、276番地6(沖繩県立首学牧志地一部) 沖繩県への敷地の売却が必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	要	県立首学牧志地として使用されている土地のため、売却、交換等を含め、今後、沖縄県側と調整していきたいと考えております。	平成30年	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきます。	整理済み
60	管 財 課	73 75 148	D15:那覇市首里蔵保町4丁目79番(沖繩県使用地県道82号線) 沖繩県の所有財産との交換等を検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー)	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討していきたいと考えております。	平成30年度	「那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、条件が合致するのであれば、交換等を検討していきます。	整理済み
64	管 財 課	73 75 166 167	E2:事業用地(旧阪庁舎跡) 行政目的として利用する見込みが無い場合は、民間への売却の可能性も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	要	同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間事業者への土地貸付等により有効利用を図ることを目的に、起債により土地開発公社から取得した土地であります。 また、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、新都心地区にある企業の従業員駐車場などが不足していた状況も踏らねることから、平成31年度までは駐車場の用途として民間事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けております。 今後のあり方については、賃貸借契約の満了を迎える前年度までには健全化検討委員会を開催し、今後の方針について検討していききたいと考えております。	平成31年度	平成30年度末で同地の駐車場貸付契約が満了となるため、土地利用方針を検討する次の「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」開催に向けて、資料収集していきます。	取組中
				要	早期に検討委員会が開催できるよう準備してまいります。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

(平成27年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票					
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
65	管財課	73 75 166 167	意見	B2:事業用地(旧仮庁舎跡) 運営状況報告について見直しが必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	H28	要	公費入札による貸付け地のため、報告内容は当面の間は現状のとおりと考えております。 ただし、現契約終了後についても現状通り駐車場として貸付けることになった場合は、次回契約時の積算資料となる項目を追加するか検討していきたいと考えております。	平成31年度	次回、改めて公費を実施する時点で、項目を追加していきます。	整理済み
70-3	上下水道局 総務課	73 75 188	意見	B8:旧集中監視センター用地、旧集中監視センター道路用地、旧集中監視センター建物(以上、個人へ賃貸)水道事業の用に供する計画が無い場合は、民間等への売却も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	H28	要	旧集中監視センター用地及び建物について、平成27年12月31日をもって賃貸借契約が満了し遺体資産となっており、当該建物については劣化がひどく安全管理の観点から原状で賃貸することが不適切であることや、構造上の特殊性があることも含めて改築・補修等による賃貸での再利用は費用対効果等の観点から好ましくなく、今年度予算で建物を取壊し更地にしたうえで、売却も含めて当該用地の有効的な資産運用について今年度、検討委員会等を立ち上げの方針を決定して運用する予定であります。	平成29年2月	■平成29年3月に解体工事が完了し、現在は更地になっています。 ■解体工事と平行して局の経営委員会において当該土地の有効な資産活用について方向性を以下のとおり決定しました。今後は決定内容に基づき、具体的な事務作業を遂行していきます。 (1)基本運用策 那覇市他部局に行政財産としての有償所管換の希望を確認のうえ希望がない場合は民間等に売却の方で作業をすすめます。 (2)当面の暫定的運用策 売却までの間は、駐車場等の賃貸での暫定的有効活用を図ります。	整理済み
72	消防局総務課	73 75 193	意見	F1:那覇市西消防署 リース資産の固定資産台帳における取扱いについて留意する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性○、管理運営の妥当性△)	H28 H29	要	リース資産も市が所有している資産と同様の取扱いをし、固定資産台帳にその旨記載するか、担当部署と調整します。 昨年度に引き続き、リース資産の固定資産台帳への記載について、固定資産台帳を整備している管財課と調整します。	平成28年度 平成29年度	固定資産台帳が整備途中のため、リース資産の取扱いについても、担当部署である管財課との調整を継続していきます。(平成28年6月) リース資産も一定の要件を満たせば、市所有の資産と同様に取扱い、固定資産台帳へ記載すべきとのことです。リースで取得した消防局西消防署は要件を満たしており、固定資産台帳へ記載されていることを確認しました。(平成29年7月)	取組中 整理済み
76	管財課	206	意見	②公社の今後のあり方について 公社の機動的、弾力的な用地取得という先行取得機能については、かつてのいわゆる「バブル期」のような、土地価額の著しい上昇といったことは今後あり得ないことから、このような理由で公社を存続させる意義は乏しいと思われる。市は、那覇軍港返還に伴う先行取得業務が想定されるということであるが、基地返還後の跡利用に關しては、地主会、地権者、市民の合意形成を図り、計画的に放されるべきものである。事業開始に先立ち、予め用地を取得するという先行取得機能がどの程度必要とされているかを、市と公社との役割分担を明確にすることが必要である。 また、上記でみたように、現在は、公社が保有する約5億円の定期預金による利息収入により黒字決算を維持しているが、ますます低金利になっていくところ、利益の幅が減少していくことは明らかである。現在の方針では、約5億円の資金が有効利用されているとは言えない。また、「借入れ3年間満了子を見て、存続の可否を決めていく」ということが決議されているが、市によるその後の理事会では公社の存続の可否については、議題として取り上げられていないようである。公社は、理事会の決議内容を遵守し、公社存続の可否を再検討する必要がある。	H28	要	公社の在り方については、今後の状況等を踏まえるながら、平成28年度中の理事会にて再検討していきます。	平成28年度	H28.11に理事会を開催した結果、当面は公社を存続させることとし、今後の社会情勢、軍港問題等状況の変化を踏まえ、借入れ3年間は迅速に理事会にて、改めて存続の可否を判断することとなりました。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

合計（件数）			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
61	71	132	要	改善済み	13
				取組中	70
			不要	—	49

平成27年度措置状況				
指摘の件数	70	改善の必要性	処理区分	件数
35		要	処理済み	32
			取組中(A)	3
			未措置	0
不要		—	0	
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
35		要	整理済み	28
			取組中(A)	7
			未措置	0
	不要		—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数	10	改善の必要性	処理区分	件数
3		要	処理済み	3
			取組中(A)	0
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
7		要	整理済み	7
			取組中(A)	0
			未措置	0
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成26年度包括外部監査に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞

- (1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4)「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出たから記載されます。
- (5)「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきだとされているものの、取り組んだ結果対応することや検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。

が困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
46	文化振興課	90	指摘 事項	(那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェック体制) 自主事業も那覇市文化協会としての事業であるなら、協会全体の決算書に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入場料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。 決算書については、補助金交付の事後の検証として、市による資金の使途等のチェックが必要である。	H27	要	文化協会における部会の方針を、検討させるとともに、自主事業の入場料の取り扱いについても規定を設けさせる等、継続して協議・指導を行い、見直しを図っていく。また、決算書において補助金の使途等を確認していく。	平成28年度	協会全体の決算書に自主事業の収支を計上するよう指示しました。	取組中
47	文化振興課	91	指摘 事項	(那覇市文化協会に対する補助金のあり方) 決算内容等の収支報告に不備があることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成25年度の収支決算書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度精査した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。	H27	要	平成25年度より市からの委託事業の請負が増えたことにより収支差額が発生、適切な収支報告書の指導を行い、自立的に治って適正化を図っていく。	平成28年度	聞き取り調査の結果、収支差額については次年度事業への準備金としたもので、毎年安定して黒字になるものではなく、役員手当の見直しを図るなどの自助努力の結果、全体の黒字に繋がっていることとした。	取組中
80	こどもみらい課	180	指摘 事項	(特別保育事業(重班分・地域活動事業)) 効果面において現在の意味な基準では、補助金の枠内で行うべき問題かどうか疑念が生じる。保育園経営者自ら地域自治会との交流をし、積極的に地域に根ざした行事を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない問題である。本補助金の枠内で地域との交流を図るという目的を果たすには、使途を具体的に限定し、明確にする必要がある。	H27	要	引き続き収支差額について確認し、助成金について使途を明確にするため、平成28年度決算書へ詳細の記載がされるよう文書にて指示を行い、平成28年度決算書から、収支内容について精査し、補助金額の妥当性を再検討いたします。	平成28年度	補助金の使途が明記され、収支差額は次年度の文化事業運営に必要な準備金として扱われていることが確認できました。	処理済み
					H28	要	指摘をふまえ、今後は、補助金の使途(充当経費)を明確に示すとともに、規範的事業(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	H27年度	補助金の使途(充当経費)を明確に示し、あるべき事業内容を検討します。また、事業実施状況をとりまとめ、規範的事業を検討します。	取組中
					H28	要	規範的事業を示し、あるべき事業内容の誘導に努めつつ、補助金の見直しを図っていくこととします。	H29年度	保育園の地域活動に対する補助金については、その必要性も含め、検討してまいります。	取組中
					H29	要	補助金の必要性も含め検討してまいります。	H29年度	認可保育園における地域活動について、本補助金を活用して啓発してきたところ、多くの保育園において自発的に地域活動を行うようになり、その目的は達成されたことから、平成29年度をもって補助金について終了します。	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
----	------	---------	----------	-------------	------------	----------------	------	-----------	----------

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

4	観光課	17	意見	指摘事項又は意見の内容 (交付先団体の組織運営のあり方) 交付先団体は、(1)団体の本来の設置目的に立ち返り、当該団体にしかできない事業で公益性、公益性が高い、事業に集中していく方向で事業を整理することと、(2)市との関係で、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の2つの視点で見直しを進めるべきである。	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由 (観光課【要】) (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直したため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。協会の業務が多岐に渡るため、相応の調整期間を要すること等から、改善については3年程度を目途とする。	平成29年度	実施日及び実施内容 事務局職員及び観光案内所ほか各事業の現場責任者のとアラインングを実施し、組織や事業運営上の課題を洗い出した。	処理 区分
				H27	要			市、及び観光協会両者において統廃合を行った事業もあるが、人員確保や予算措置等の調整が難しく、年度内での改善には至らなかった。	取組中
				H28	要	(観光課) イベントやまつりの実施・運営における観光課、観光協会及び関係団体の業務について精査し、事業の統廃合も含め、役割分担の適正化、明確化を図ります。	平成29年度	市、及び観光協会両者において統廃合を行った事業もあるが、人員確保や予算措置等の調整が難しく、年度内での改善には至らなかった。	取組中
				H29	要	(観光課) 前年度に引き続き関係団体との調整を行います。	平成29年度	急務を要する日程的な負担等の見直しも含め、協会の業務の見直しを必要性があったこと、また補助事業から委託業務へ変更することにより経費の削減が期待できることなどの考えにより、那覇三大祭りの事業については市の事業とし、観光協会にはこれまでの補助事業から委託業務へと変更しました。今後、このような考えに基づき役割分担を見直してまいります。	整理済み
29	観光課	38	意見	(社)那覇市観光協会の自己収益比率(72.46%)について) 補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2団体に比べると依存度は高くはないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。	改善の 必要性	自主財源の比率を高める方法について検討・調整できるよう支援を行います。	平成29年度	協会における大きな収入源である会員会費の早期納付、口座振替利用の推進や、未納会費の回収、整理に取組みました。	取組中
				H28	要	新規会員の獲得に継続的に取り組むとともに、ショップなどは運営強化策についても、支援を行います。	平成29年度	観光協会において新規会員の獲得に重点的に取り組んでおります。また、ショップなどについては新商品品の開発販売等の支援を行いました。協会の独立採算性を高められるよう、継続して新規会員の獲得やショップなどは運営強化策等について支援を行ってまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票
(平成26年度)

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
39	まちづくり協 働推進課	71	意見	(那覇市自治会長会連合会事業補助金) (自治会の加入費) 今後、どのように参加し、やすい自治会を構築していくか 自治会のあり方も含め検討が必要であろう。	H27	要	平成26年度市民意識調査からもわかるように、自治会の活 動や存在を知られていないケースが多いことから、広報活動 の充実を促し、参加しやすい自治会の構築を支援する。 また、那覇市自治会長会連合会研修会等で検討された加入 拡大に向けた取り組みを支援する。	平成27年度	平成27年10月より、各支部の自治会で毎月実施している定 例会について、本市HPにて公開を実施し、また、那覇市自治 会長会連合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載す る予定で、 同連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みに ついては、現在、同連合会と調整中です。	取組中
					H28	要	毎月実施されている各支部の自治会定例会の議題につい ては、本市HPにて公開していますが、那覇市自治会長会連 合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載する予定で す。 また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容に ついて、「広報」は市民の友に掲載し、自治会加入促進の 支援を行っています。	平成28年度	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌について、本 市HPに掲載する予定であり、同連合会研修会等で検討された 加入拡大に向けた取り組みについても、現在、同連合会と調 整中です。	取組中
					H29	要	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌「自治会連合報 」は、11については本市HPに掲載していきます。また、同連合 会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報 」は市民の友に掲載し、自治会加入促進の支援を行ってい きます。	平成29年度	那覇市自治会長会連合会が作成した広報誌については、 本市HP内に「那覇市自治会情報」内に平成29年度から掲 載しております。また、自治会活動については、福祉活動や防 犯・防災活動など、自治会が抱えている取組について、今 度も、広報誌は市民の友に平成29年5月号に掲載しました。今 後も継続して、「広報」によるまちづくりに関する広報に努めて まいります。 また、市内全域に展開を予定している「校区まちづくり協議 会」は自治会も構成団体の1つであることから、校区内で活動 するPTAをはじめとする各団体と連携・協力することにより、自 治会加入の機運を高める効果も期待されるので、今後も校区 まちづくり協議会支援事業を継続して展開してまいります。	整理済み
79	こどもみらい 課	178	意見	(特別保育事業(単独分・障がい児保育事業)) 基準額の算定根拠に十分な合理性があるとは言えない。 障がい児の保育について知識・経験等を有する専 任の保育士を配置するに当たり、十分に必要な人件費 負担を算定する必要がある。 補助金の支給基準額も中年度及び軽度(軽度)に区別している 根拠も合理性があるとは言えない。人員配置基準は軽 度・中年度ともに同一基準であるのに、人件費負担では多 量であるのでは、新規に障がい児受け入れ事業を始め ようとする認可保育園の参画を阻害する要因となる可能 性がある。障がい児に対する公的手当の基準である中 年度と軽度という一律の基準によって、保育士の業務上の 保育負担の多寡も判断されているが、その判断基準が 適正かどうかの検証がされているか、その言い難い。	H27	要	児童の障がいの程度(軽度・中度)に関わらず一律の人員配 置基準(児童3人につき1人)を適用している。指導の通り、現 实的には軽度対応の人員と中度対応の人員に保育技能の優 劣を設定することはできず、補助金の支給基準額に差を設け ることは合理的とはいえない。 このようにことから意見をふまえ、障がい児を保育する加配保 育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士1人の人 件費(保育所運営費国庫負担金における保育士の本標準 額による)を基準額とする補助制度にあたるべく調整を行 うものとする。	平成28年2 月	障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人 までを保育する保育士1人の人件費(保育所運営費国庫負担 金における保育士の本標準額による)を基準額とする補助 制度にあたるために調整を行いました。また、財源確保や認 定なども園の類似事業との整合性などが解決していません。	取組中
					H28	要	意見をふまえ、引き続き、障がい児を保育する加配保育士を 配置した場合、児童3人までを保育する保育士1人の人件費 (保育所運営費国庫負担金における保育士の本標準額に よる)を基準額とする補助制度にむけて調整を行います。	平成28年度	障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人ま でを保育する保育士1人の人件費(保育所運営費国庫負担金 における保育士の本標準額による)を基準額とする補助制 度にあたるために、要綱改正の検討を行います。	取組中
					H29	要	障がい児を保育する保育施設に対する事業実施に係る補 助基準額について、要綱改正の検討を行います。	平成29年度	障がい児を保育する保育施設に対する事業実施に係る補 助基準額について、要綱改正を行います。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成26年度)

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
91	環境保全課 建築工課	210	意見	(住宅騒音防止対策事業費補助金) 当該補助金は、法律により対象区域及び基準日が限定されているため、一定時点の指定地域内の住民に限定して交付される事業費補助である。 冷暖房機の更新工事は、毎年一定数あるが、冷暖房機設置後、10年経過した場合は故障の有無に関わらず対象台数がとられるため、実施率は全体で約50%前後となっており、実施率の向上が求められる。 また、騒音指定区域が限定されているため、区域の境界線付近の住民は当該補助が受けられないなどの不公平感があるため、指定区域の見直しが必要ではないかと考える。	H27	要	【実施率の向上:改善の必要性/要】 実施率向上の為、例年助成対象者に対し冷暖房機の更新工事に関する希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施している。また、冷暖房機の更新工事を実施するか否かは助成対象者の意向によるが、現状の更新率となっている。しかしながら、約50%前後の実施率であることから、助成対象者への周知方法の見直し、検討ホームページや広報紙への掲載を行い、また助成対象者への希望聴取時に「実施しない理由」【指定地域の見直し:改善の必要性/不要】 助成対象区域は、「公共用飛行場周辺」における航空機騒音による騒音が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(第一種区域)の範囲内との規定がある。その為、第一種区域の範囲内において住宅の騒音防止工事の助成を実施している。	平成27年度	更新工事の内容を那覇市市民便利順に掲載し、助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施しました。	取組中
118	観光課	272	意見	【観光まちづくり整備補助金(部費ましまーい)・各コースの実績比較について】 すべてのコースについて採算性や収支計画と実績(利用客、スタッフの稼働率等)の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算性の収支計画すら作成されていない。「那覇まちまーい」事業を自立させるためには、採算性があろうのか、計画と実績との比較等の事前事後の検証を実施することが、コスト改善や収益性アップ等につながる。最終的に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予実比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。	H28	要	助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施し、希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討します。	平成28年度	助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施し、希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、検証結果「機器が故障していない」建物解体(移転)する予定」等の補助対象外となる旨の回答がありました。実施率の大幅な向上は難しいと考えられますが、希望聴取を行いながら、意図の確認に努めてまいります。	整理済み
123	観光課	279	意見	(自主財源の確保について) 当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制作りが必要。 (例)ロゴマークやロゴデザインを制定し、知的財産として保護すると同時に、使用許諾権を有効に使うことで、当法人の収入確保に結びつける。 船着場にスロープをつくることで、クレーンによる積み下ろしに係る業者への費用は削減でき、修学旅行や観光客等に、ハーリーに気軽に乗れるようなツアーを組むことで収入確保につながる。平瀬大会を実施し、参加チームが増えることは参加料収入アップにつながる。収入確保につながる。会場を開放に係る入場料収入や那覇ハーリー事業に係るイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の経営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。	H27	要	(一社)那覇市観光協会と、各コースの採算性を把握する手法について調整する。	平成27年度	各コースの催行回数及び人数等については把握されましたが、コースごとのコスト把握方法については、まだ確立されておきません。	取組中
					H28	要	引き続き、各コースのコスト把握方法について検討を行い、引き続き、各コースのコスト把握方法について検討を行います。	平成28年度	各コースについて、参加人数別にコスト計算をする事で採算ラインの検証を行いました。今後は、利用者のニーズに合った内容、提供する時期の検討、単価を上げるコース達成など事業の自立性向上にむけて、支援を行います。	整理済み
					H27	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	振興会に現状のヒアリングを行い、組織体制や運営体制に係る課題を洗い出しました。	取組中
					H28	要	平成27年度に実施したヒアリング内容を踏まえて、事業化へ向けて取り組んでいくよう支援します。	平成29年度	商品の開発、販売については、収益事業としての見直しをつけるまでは至らなかったが、ハーリー会館内展示物のリニューアルを行い、知名度向上を図るよう、支援しました。今後は、展示室を活用したハーリー関連グッズの企画・販売など自主財源の確保に向けた支援を行うと共に、自立した運営体制作りについても支援します。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

合計（件数）			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	139	139	要	改善済み	10
				取組中	87
			不要	—	42

平成26年度措置状況				
指摘の件数	87	改善の必要性	処理区分	件数
－		要	処理済み	－
			取組中(A)	－
			未措置	－
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
87		要	整理済み	50
			取組中(A)	37
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度措置状況				
指摘の件数	37	改善の必要性	処理区分	件数
－		要	処理済み	－
			取組中(A)	－
			未措置	－
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
37		要	整理済み	24
			取組中(A)	13
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数	13	改善の必要性	処理区分	件数
－		要	処理済み	－
			取組中(A)	－
			未措置	－
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
13		要	整理済み	13
			取組中(A)	0
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成25年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>
(1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
(2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
(3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
(4)「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。
(5)「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

第1号様式(第3条関係)

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票								
ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 年度 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
14	43	意見	③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。	H26 要	市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考えております。第3者評価制度については、平成27・28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。	平成29年度	平成26年8月にモニタリング関係規程を策定した。	改善取組中
				H27 要	平成29年度の検討に向けて、平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)の実施状況の確認を行う。	平成29年度	平成27年度モニタリングは適正に行なわれていることを平成27年8月に確認しました。平成28年度以降も、同様に確認していくこととしました。 モニタリングの状況をふまえた外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討は、次年度に引き継ぐこととしました。	取組中
				H28 要	外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討をおこないます。	平成29年度	平成26年8月の関係規程の整備により、モニタリングによる市評価及び是正・改善指導の適正化が図られるとともに指定管理者の努力点の見える化も進んでおり、制度導入施設における管理運営状況の確認は適正に行われております。	整理済み
32	87	意見	(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に依る利用者の満足度を出来る限り充足せよとする視点から指定管理料の水準を決定することが必要である。	H26 要	指定管理料の設定については、一部改善の必要があったため、次期募集にかかる業務仕様書の中の販売収入等の購入部分に増収となるように仕様を改善している。H29年度の次期指定管理料集及び指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。	平成30年3月31日	H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入増が見込まれ、利用者の満足度を満たすサービスができるように改善を実施した。 H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	改善取組中
				H27 要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成30年3月31日	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。	取組中
				H28 要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。	平成29年度	学芸員の配置等に見られる業務の専門性や、工芸体験人数の伸びによる業務量の増などを勘案し、指定管理料の見直しを行いました。	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票					
ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改革の 必要性	年度
45	124	意見	指摘事項又は意見の内容 (那覇市安部複合施設 施設の状況について) 施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通りの適性に行われているか定期的に検査する必要がある。 大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通りの積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。	要	H26
				要	H27
				要	H28
92	236	意見	(那覇市療育センター 立地状況について) 他の施設との合築等の工夫により、建設財源を確保する機会が見込めるならば、耐用年数に縛られることなく、果敢に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。	要	H26
				要	H27
				要	H28
				要	H29
112	269	意見	(那覇市市民会館 収支の状況について) 多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならぬであろう。	要	H26
				要	H27
				要	H28

実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
平成27年度3月31日	平成27年度中に社会福祉施設指導監査時において検査実施予定。	改善取組中
平成28年3月31日	建物の使用・保持に必要な修繕については実施されているが、具体的な大規模修繕に關する余剰金積立については実施されていないことが確認されました。	取組中
平成28年度	平成28年3月31日時点の賃借対照表をもとに、定期的に積み立てていることを確認しました。今後も適切な修繕及び大規模修繕に備えた余剰金の積み立てについて定期的に検査してまいります。	整理済み
平成30年度	改築計画策定中の施設との合築について、療育センターの整備計画等情報の提供を行うが、まとまらなかったため、継続とする。	改善取組中
平成30年度	改築計画策定中の施設との合築についての情報収集を継続実施するとともに、療育センターの在り方及び整備計画を策定しました。その内容を踏まえ、新設又は改築施設との合築の可能性について継続して検討してまいります。	取組中
平成30年度	他の施設との合築について引き続き情報収集を行うとともに、療育センターの現在の利用状況を踏まえ、施設の効果的な活用方法を検討してまいります。	取組中
平成30年度	現在の利用状況も踏まえて、他の施設との合築について検討を行っております。	整理済み
平成30年度	市民会館は建物や構材の老朽化により、利用者へ制限せざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで増わってきた市民文化を後進させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。	改善取組中
平成30年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断業務の準備作業を行いました。それに伴い、耐震診断後に今後の市民会館の在り方について検討する期間を設けたため、会館使用の受付期間を1年前から6ヶ月前へと変更しました。 施設の運営においても、安全性を考慮しながら経費の削減を可能な限り行いました。	取組中
平成30年度	耐震診断結果に伴い、H28年度10月に休館となりました。今後は管理等に必要最小限の経費の支出となります。	整理済み

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票					処理 区分
ID	頁 番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 年度 必要性	
113	270	意見	（那覇市民会館 人件費について） 業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。	H26	改善取組中
				H27	取組中
				H28	整理済み
118	280	意見	（那覇市民ギャラリー 高額な賃借料と共益費） 高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な専 用負担とするために、施設の移転を検討すべきであろう。	H26	改善取組中
				H27	取組中
				H28	取組中
123	293	意見	（第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況について） 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確かめてみるものではないかと思われる。	H26	改善取組中
				H27	取組中
				H28	整理済み

ID	頁 番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 年度 必要性	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
			新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定しており、同施設の管理運営手法については、指定管理者制度の導入も含めて検討する。	要	平成30年度	新市民会館への指定管理者制度の導入について検討し、管理運営ルール及び運営形態についての検討事項・課題を整理した。	改善取組中
			業務の効率化に努めるとともに、新文化芸術発信拠点施設への指定管理者制度の導入について引き続き検討する。	要	平成30年度	会館維持・補修管理に必要とされる技師職員について、新市民会館建設室配置の技師職員による業務ができないか検討を行いました。 新文化芸術発信拠点施設については県外の先進施設を視察等を行うことにより、管理運営計画に向けた基礎資料を得ることができました。	取組中
			会館維持・補修管理に必要とされる技師職員については、新市民会館建設室の技師職員の業務による業務を進めていきます。また、業務量についても適正なのかどうかを見極めていきます。 新文化芸術発信拠点施設の指定管理者導入については、施設の基本設計と連携して進める必要があるため、相互に調整を行いながら取り組んでいきます。	要	平成30年度	耐震診断結果に伴い、平成28年度10月に休館となりまし、平成29年度からは細部改訂により、会館管理は廃止され、会館維持補修に関する緊急を伴うものの、他の技術職員については、新市民会館建設室の応援により対応しております。	整理済み
			新たな文化芸術発信拠点施設に市民ギャラリーの設置が可能であるか移転の可能性も含め検討する。	要	平成30年度	ファンシディマネジメントの指針に基づき、他の市の施設への移転の可能性について、庁内で調整を行っている。	改善取組中
			他の市の施設への移転に向けて関係部署との調整を図る。	要	平成30年度	現在前工農水課が検討しているぶんかデンプス館の新たな運営方針において、市民ギャラリー移転を案として取り込んでもらえるよう調整を行っています。	取組中
			ぶんかデンプス館の審議会による運営方針検討会議において市民ギャラリーの移転を検討案として取り込んでもらうために、資料を作成し提出します。	要	平成30年度	ぶんかデンプス館の利用状況を所管課へ確認したところ、現状どおり継続利用予定との事から、予定していたぶんかデンプス館審議会への資料提出を見送ることとなりました。	取組中
			ぶんかデンプス館について所管部の利用状況を確認しながら、移転の可能性について継続して調整していく。	要	平成30年度	現市民ギャラリーは好立地条件にあり、例年稼働率90%以上を達成していますが、コスト削減のためとして、ぶんかデンプス館移転を検討してまいりました。 しかし、ぶんかデンプス館については、現状どおり継続利用予定との事から、移転について困難な状況となりましたので、同ギャラリーについて当面は現状のままとし、好立地条件を活かしたより有効な利用を図ります。	整理済み
			第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う可能性を検討する。	要	平成28年度3月31日	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。	改善取組中
			公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。	要	平成28年度3月31日	平成27年度においては、管理運営手法について具体的に議論するまでは至らず平成28年度へ持ち越ししました。	取組中
			公設民営を基本とし、第一牧志公設市場再整備基本計画の中で管理運営手法の検討を行います。	要	平成28年度	平成28年度においては、第一牧志公設市場再整備事業基本計画を策定しました。管理運営手法については決定しておりませんが、公設民営を基本とし、引き続き指定管理の導入について検討してまいります。	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性 年度	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
127	299	意見	(にぎわい広場・指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。	H26	にぎわい広場の今後の利用について、イベントなどの目的から、近接する第一牧志公設市場の立替に伴う仮設市場や工事資材置き場などの目的変更が考えられる。よって、現時点での指定管理者制度導入の検討はできないが、平成27年度策定予定の中心市街地活性化基本計画の中で、利用方針を明らかにするのに伴い、指定管理者制度導入の検討をする。	平成28年3月31日	老朽化した第一牧志公設市場の立替候補地となっており、現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。	改善取組中
				H27	第一牧志公設市場再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討する。	平成28年3月31日	平成27年度に第一牧志公設市場再整備計画を策定し、その中で再整備場所も決定予定でしたが、市場関係者との調整に時間を要したため、平成28年度に策定を繰り越しました。当該再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討します。	取組中
				H28	第一牧志公設市場再整備事業において、有識者などで行く外部検討委員会を計7回開催予定しており、建替え場所は9月までに決定予定。その結果を踏まえ、可否を検討します。	平成28年度	第一牧志公設市場の仮設店舗設置場所をにぎわい広場とすることを第一牧志公設市場再整備基本計画で平成28年度に策定しました。当面の間は、第一牧志公設市場の仮店舗として活用してまいります。	整理済み
128	303	意見	(那覇市立公民館 施設の状況について) 中央公民館の敷地は沖縄県の県有地となっているが、改修・建替・移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。	H26	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ厳しい財政状況が勘案し、部としての優先順位をつけながら順次対応する。 改修については、施設の維持管理に要する経費を毎年予算計上しており、修繕を適宜実施している。 今後、他の公設施設整備の進捗状況の情報を収集しつつ、他の公設施設の整備計画等との整合性を図りながら、平成30年度までの概ね5年間で方針を決定できるよう検討を進める。	●方針決定については、平成30年度を目途とする。 ●施設の維持管理については、現行の施設が存続する限り毎年実施	中央公民館・図書組は、建物管理者が剥離等の危険箇所がないか目視で安全確保を図っている。平成26年度は、同様の修繕などをおこなった。他の公設施設整備計画を踏まえてながら引き続き情報収集等を行う。	改善取組中
				H27	修繕必要箇所は適宜修繕して施設使用に支障が生じないよう対処する。中央公民館の建替等の根本的な解決方法については、他の公設施設の整備計画や財政状況を見ながら判断する。	平成30年度	他の公設施設の整備計画について情報収集を行いました。	取組中
				H28	他の公設施設整備計画を踏まえ、検討を行います。	平成28年度	他の公設施設の整備計画について情報収集を行いました。	取組中
				H29	他の公設施設整備計画を踏まえ、検討を行います。	平成29年度	建替されてから約50年経過していることから、他の公設施設との合築等を含め検討してまいります。	整理済み

(平成25年度) 外				部		監 査 改 善 措 置 票		票	
ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
130	306	意見	〔那覇市立公民館 指定管理者制度導入について〕 指定管理者制度を導入し、施設の管理主体を民間事業者（NPOの法人等）に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。	H26	要	若狭公民館及び繁多川公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。	●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度	平成27年度から若狭公民館と繁多川公民館は指定管理者制度を導入した。管理運営を指定管理者制度に移行すると直営よりも経費削減となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。	改善取組中
				H27	要	指定管理者制度を導入した若狭公民館と繁多川について利用者アンケートやモニタリングを活用して、住民サービスの向上につながっているかを検証する。	平成30年度	若狭公民館と繁多川公民館では、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。	取組中
				H28	要	指定管理者制度を導入した繁多川公民館と若狭公民館の実績を踏まえ、中央公民館を除く他館への導入について検討を行います。	平成28年度	若狭公民館と繁多川公民館において指定管理者モニタリングを行った結果、指定管理者の能力を活用しつつ市民サービスの向上及び経費の節減が図られており、指定管理者制度の導入は有効であることがわかりました。他館への導入については、他に指定管理を担える団体がないため、当面は直営で運営することとし、引き続き指定管理者の導入について検討してまいります。	整理済み
133	310	意見	〔那覇市立図書館 指定管理者制度導入について〕 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。	H26	要	那覇市生涯学習推進計画において、「2017（平成29）年4月から繁多川図書館に指定管理者制度を導入すること」を検討しますと定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。	平成27年度	平成27年度に検討する方向性を確認した。	改善取組中
				H27	要	繁多川図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会にて検討する。	平成27年度	一部業務委託を実施している繁多川図書館の指定管理者制度導入を検討した結果、業務形態や経費的にも一部業務委託が有利であると判断いたしました。	改善取組中
				H28	要	「那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討委員会案綱」を制定し、同委員会のなかで、他の館にについての指定管理者及び一部業務委託の導入についても検討していきます。	平成28年度	那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討委員会において、指定管理者制度の導入については、現図書館の専断が狭小のため運営や本の販売など収益を挙げるための目的外スペースは設置できず、指定管理者の収益が見込めないこと、図書館の運営や読書、図書資料の収集などは、他館とのバランスを考慮する必要があり、指定管理協定で詳細に定める必要があるため、指定管理者制度の導入である民間のノウハウを活かした弾力的な運営が望ましいため、指定管理者制度の導入は妥当ではないとの結論に至りました。また、一部業務委託の拡大については、市職員館長の配置のもと、民間のノウハウを活用しながら市の意向を的確に反映した図書館運営ができることや、コスト面から有効であるが、市内における委託可能団体は限られていることから、県内外を含めた応募資格要件の拡大を含め、委託可能団体の把握及び慎重な選定による受託団体の確保を行うことが必要との課題が挙げられました。	整理済み

(平成26年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	頁番 号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容 (那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂 指定 管理区域について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整 備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能 となった段階で指定管理者制度導入の可否について検 討する必要がある。	年度	改革の 必要性	監 査 改 善 措 置 票 改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
135	317	意見		H26	要	当該は現在、霊園内の墓地区画、南納骨堂、無縁遺骨仮安置所、及び今年4/11に使用開始した市民共同墓を管理している。今後、公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理課所管の仮安置棟の管理についても移管の語が出ている。それから霊園内の各施設が移管され、管理運営上の課題解決の見通しがついた段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。 なお、各施設の移管の時期、老朽化した南納骨堂の建て替えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段階で総合的に検討したい。	平成30年度末	識名霊園内の公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の所管換えについて公園管理課と協議した。区画整理課仮安置棟には改葬予定の遺骨が650柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行うこととした。 老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止することを検討した。	改善取組中
				H27	要	公園管理課から識名霊園内多目的広場、園内通路、及び緑地の移管を受ける。南納骨堂の新規募集を停止する。	平成30年度末	公園管理課から霊園内の多目的広場、園内通路及び緑地の所管換えを行いました。 南納骨堂については、新規募集を停止し、老朽化のため5年後の平成33年度に閉鎖する計画を策定しました。 区画整理課仮安置棟には改葬困難な遺骨が70柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行います。	取組中
				H28	要	無縁遺骨仮安置所、南納骨堂中庭の仮棚、及び区画整理課仮安置棟に安置されている遺骨と台帳を照合し遺骨数や経過年数を整理します。 昨年11月に制定した「那覇市無縁遺骨の管理及び取扱等」に関する要綱に基づき、10年以上経過した遺骨のうち一定数を市民共同墓に台葬するため、業務委託費を来年度予算に要求します。	平成30年度末	平成29年度に市民共同墓合葬室へ無縁化した遺骨の一部を改葬できることになりました。管理運営上の課題が解決するまでの当面の間は直営とし、その後、見通しがついた段階で指定管理者制度の導入について検討してまいります。	整理済み